

平成27年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成27年3月9日(月曜日)
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(14名)

議長	内馬場	克康	君
副議長	五十嵐	聡	君
1番	倉本	賢	君
2番	長谷川	吉春	君
3番	谷村	知重	君
4番	丸山	文靖	君
5番	本郷	幸治	君
6番	森川	明	君
7番	吉岡	文子	君
8番	桜井	龍雄	君
9番	金子	義彦	君
10番	高田	正則	君
12番	小関	勝教	君
13番	土井	敏興	君

◎出席説明員

市長	高橋	幹夫	君
副市長	藤井	英昭	君
総務部長	市川	厚記	君
市民部長	竹田	隆	君
保健福祉部長兼福祉事務所長	副市長	事務取扱	
経済部長	須田	正毅	君
都市整備部長	本田	弘明	君
市立美唄病院事務局長	高倉	雄治	君

消防長	後藤	樹人	君
総務部総務課長	佐藤	崇	君
総務部総務課主査	置田	孝浩	君

教育委員会委員長	高橋	泰浄	君
教育委員会教育長	早瀬	公平	君
教育委員会教育部長	伊藤	敦史	君

選挙管理委員会委員長	竹山	哲郎	君
選挙管理委員会事務局長	佐藤	崇	君

農業委員会会長	小川	俊美	君
農業委員会事務局長	吉村	清孝	君

監査委員	山口	隆慶	君
監査事務局長	濱砂	邦昭	君

◎事務局職員出席者

事務局長	中平	匡司	君
次長	三上	忠	君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより、本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10番 高田正則議員、

12番 小関勝教議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

8番、桜井龍雄議員。

●8番桜井龍雄議員（登壇） 平成27年第1回定例会にあたり、大綱2点について、市長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、農業行政についてであります。

その1つ目は、農業委員会改革についてであります。昨年、農業委員会改革の具体的な方向性が示され、7月には、都道府県に農地中間管理機構が設置され、全国市町村の農業委員会組織が対応を行っているところです。

一方、各地の農業委員会は、昨年7月の改正により、公選された第22次農業委員が選任され、平成29年までの3カ年の任期期間となります。しかし、29年度の改選からは公選は廃止して、市町村長が任命することとなります。また、委員定数が削減されるようですが、これまで、本市の農業委員会の定数は26名で地区担当制をとっており、地域農業者の代表者として、地域の実情を考慮しながら業務を行ってまいりましたが、市長の考え方をお伺いいたします。

その2つ目は、農協改革についてであります。政府は67年ぶりに農協改革に着手しましたが、2月に政府と全中間で中央会組織は法人化へ、ただし、準組合の規制については、継続審議となりました。これらを踏まえて、本市の基幹産業は農業です。今回の農協改革の基本的政策について、生産者に対して美唄市としての対策、対応をどのように考えているか、市長の考え方についてお伺いいたします。

その3つ目は、国営土地改良財産についてであります。本市では、開拓地において入植

者による開拓が始まりましたが、これと並行する形で国の開墾建設事業により、道路及び排水路の整備が進められてきました。また、その後も国営灌漑排水事業などにより、幹線排水路や排水機場などが順次整備されてきたところです。このような排水施設は、今日ある本市の大規模水田地帯を築く礎となっており、泥炭土層を多く占める原野地帯での入植者の生活基盤を整えてきたほか、毎年のように水冷害等に見舞われ、農業者の経営の安定や農産物の生産性の向上などにも大きく関与してきた施設でもあります。それぞれ施設によって整備後の経過に違いがあり、管理に苦慮しているのが現状であります。この現状を国が土地改良事業で整備した排水施設管理状況はどのようになっているか、お伺いいたします。また、これらの排水施設に対して、地域から改修などの要望が出されていると思いますが、その内容と対応策について市長にお伺いいたします。

大綱の2点目は、公的施設の利活用についてであります。その1つ目は、専修大学北海道短期大学についてであります。学校法人専修大学の所有する校地や校舎6棟、体育館、宿泊棟、その他実習施設については、昨年一般購入希望者の募集を行ったと伺っておりますが、現在の状況は。

また、第2農場については、ハスカップの作付のため、昨年11月4日にJAびばいと無償譲渡の契約が締結されたところでありますが、第3農場の購入募集の状況は、どのようになっているか、市長にお伺いいたします。

その2点目は、美唄工業高校跡地についてであります。平成25年3月末をもって閉校し

た北海道美唄工業高等学校の跡地は、昨年4月から屋内運動場や格技場などを体育センターとして本市が借用しておりますが、ほかの校舎等の施設については、利活用されていない状態にあります。私が平成25年第4回定例会一般質問において、このことに対し質問した経緯があり、そのときの市長の答弁は、「校舎は老朽化が著しく、本市としては使用しない」と答弁がりましたが、美工跡地は本市の市街地中心部に近く、利便性の高い地域であることから、公共的施設の建設等による活用が可能ではないかと考えます。また、現在は空き家となっている教員住宅の利活用の考え方について、あわせて市長にお伺いいたします。

その3つ目は、西美唄小学校跡地についてであります。これまで、本市は民間への売却や企業誘致などで、利活用PR等を行ってまいりましたが、これまでの取り組み経過と、現状に対する対応についてお伺いいたします。

また、平成27年度の一般会計予算において、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致要望調査事業として、予算計上されていますが、現在休校している市内校舎や公共施設の活用を検討すべきと思いますが、市長にお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 桜井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、農業委員の選出方法についてであります。国は、2月13日、農林水産業・地域の活力創造本部において、農業委員会改革案の骨格を決定したところであります。

この中で、農業委員の選出方法につきましては、これまでの選挙制度から市町村長の選任制度に変更し、市町村議会の同意を得て市町村長が任命することとしており、その際、市町村長は、委員候補者を地域からの推薦及び募集により選出することになっております。

また、農業委員の人数につきましては、政令で定める定数基準に従い市町村が条例で定めることとしており、委員の任命にあたっては、年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮規定も定めることとなっております。

いずれにしましても、私としましては、農業委員の皆さんが果たしてきた農地法に基づいた対応や役割は、これからも必要となることから、今後の国の動向を注視し、地域農業の実情に即した制度となるよう道と連携し、国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、農業改革についてであります。国は、全国農業協同組合中央会の一般社団法人化や監査制度の見直しなどを柱とした農協改革の骨格を決定したところであります。准組合員の事業利用規制については見送られ、今後5年間に利用実態の調査等を行い、慎重に決定するとされております。

私としましては、農協は、農産物の安定的な生産や組合員の経営安定はもとより、生活店舗や金融店舗といった、地域の暮らしを支えるライフラインなど、農業・農村の発展に貢献してきた役割は大きいものと認識しており、こうした機能が引き続き維持されることが必要と考えております。

このため、市としましては、この農協改革が地域農業の実情に即したものとなっていくよう、道と連携を図ってまいりたいと考えて

おります。

次に、国営事業で整備した配水施設の管理状況についてであります。施設については、排水路 98 路線のほか、排水機場などがあり、市は国との協定に基づき、草刈りや補修などを行っております。

また、国は整備した施設の長寿命化を図るため、施設の機能診断を実施しており、市では、その結果も参考にしながら、点検や維持管理に努めているところであります。

次に、地域からの整備要望についてであります。主な要望内容といたしましては、排水路の改修整備、しゅんせつ、排水法面の滑落対策などとなっております。市では急を要するものは、その都度、必要な対応に努めておりますが、大規模改修などが必要なものは、国へ要望しているところであります。

なお、現在、国は基幹的農業水利施設の計画的かつ、機動的に整備の更新をするため、「広域基盤整備計画」の調査を実施しているところであります。

このため、市としましては、地域からの要望や施設の課題が解決できる整備計画となるよう、引き続き、関係団体と連携し、働きかけてまいりたいと考えております。

次に、公的施設の利活用について、専修大学北海道短期大学跡地についてであります。はじめに、校地・校舎等の購入募集の状況についてであります。学校法人専修大学においては、各不動産が有効活用されることや、美唄市にとって有益となることなどを条件として、同大学のホームページや本市の広報紙メロディーで掲載し、購入希望の募集を行ってまいりましたが、これまで、専修大学卒業生

を含め、数件の問い合わせ等があったものの、購入申込者はいなかったと伺っております。

次に、第 3 農場の購入募集の状況についてであります。これまで、数名の市内在住者から問い合わせがきており、今後、購入希望者の選考を行う予定であると伺っております。

市といたしましては、今後も、同大学との意見交換の場などにおいて、さまざまな情報を共有するなど、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、美唄工業高校跡地についてであります。JR 美唄駅や商店街、官公庁、福祉・文教施設などが徒歩圏内にあり、利便性が高いことから、コンパクトシティなど、将来に向けたまちづくりに当たっては、利用計画等、十分に検討しなければならないものと考えております。そのため、今後、びばい未来交響プラン後期基本計画や地方版総合戦略の策定において、必要な財源も含め、具体的に検討を行ってまいりたいと考えております。また、教員住宅については 8 棟 22 戸のうち、3 棟 4 戸が入居中であり、当面、除却することを検討していないと伺っております。

このため、市としましては、今後の北海道の対応を見極めた上で、検討してまいりたいと考えております。

次に、旧西美唄小学校の利活用についてであります。昨年設置した、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致庁内検討委員会において、合宿誘致に向け検討してきましたが、道などからの情報収集の結果、バリアフリーをはじめ、さまざまな面で大会組織委員会から合宿施設としての要件が示されており、その要件を満たすための大規模な改修等は行

わないよう要請されていることから、旧西美唄小学校をはじめ、旧茶志内小学校や旧光珠内中央小学校及び、現在、利活用されていない公共施設については、その対象施設から除いたところであります。

なお、旧西美唄小学校については、昨年末から、民間企業に対しての売却を前提とした、利活用策を進めてきており、本年に入り、道の廃校舎利活用のホームページを見た道内企業から、グラウンドを含めた施設取得の意向が示され、現在、購入に向けた検討を進めているところであります。

●議長内馬場克康君 次に移ります。4番、丸山文靖議員。

●4番丸山文靖議員（登壇） 平成27年第1回定例会にあたり、大綱4点について、市長及び教育長にお伺いをいたします。

大綱の1点目は、地域振興についてであります。2月23日の日本経済新聞社が実施したアベノミクス効果に関する世論調査では、首都圏、関西圏では46%が評価するとしたが、地方の評価は33%にとどまり、アベノミクス効果は都市部と地方の間では、評価が分かれているとの報道があります。安倍首相は、景気回復の時間を全国津々浦々に届けるとし、2月12日の施政方針演説において、地方こそ成長主役だと述べ、地方創生に重点的に取り組む姿勢を強調しているところであります。また、日銀札幌支店が2月19日発表した2月の金融経済概要では、道内景気の基調判断を公共工事が冬場に減少していることなど建設関係で、一部に弱めの動きが見られるものの、雇用や所得の改善を背景に、個人消費が回復しており、観光についてもアジアを中心に外

国人観光客が増加し、消費を押し上げているなど、緩やかに回復しているとの判断を示しているところであり、そこで、その1つとして、道内経済と市内経済の現状は、どのようになっているのか市長にお伺いをいたしますとともに、2つ目として、経済活性化に向けた今後の市の取り組みについてお伺いをいたします。

大綱の2点目は、労働行政についてであります。

その1つは、道内・管内の求人・求職状況についてであります。国は、昨年9月に発足した第2次安倍改造内閣では、地方創生と人口減対策を目玉政策とし、若者に地方定住を促すための雇用創出策が打ち出されており、私も経済を支える根源は、雇用の創出確保であるものと考えており、大都市圏を中心に景気が回復基調にあることに連動し、雇用動向の基調とされている有効求人倍率も全国的に右肩上がりで推移し、バブル全盛期に近い水準に達しているとの結果が示されているところであります。これら雇用の背景を踏まえ、市長に4点についてお伺いをいたします。

その1つ目は、道内・管内、できれば市内の求人・求職状況がどのようになっているのかお伺いをいたします。

その2つ目は、市内高校の就職状況に合わせ、本年度閉校する北海道中央コンピュータ・カレッジの就職状況についてお伺いをいたします。

その3つ目は、市で毎年実施している労働基本調査の分析結果が、どのようになっているのかお伺いをいたします。

その4つ目は、労働環境の改善に向けた今

後の取り組みについてお伺いをいたします。

大綱の3点目は、人口減少対策であります。現在、新聞やテレビなどで、地方創生という言葉が連日のように飛び交っております。安倍首相が設置した、増田前総務大臣を座長とする人口減少問題検討分科会では、昨年5月、人口問題に関する試算を発表しました。この試算によりますと、このまま地方から大都市への人口の流出が続けば、子どもを産む中心世代である20歳から39歳の女性が、10年から30年で半分以下に減る自治体は、調査対象の全国1800市町村の半分の896市町村にのぼり、このうち道内は147市区町村に及ぶとのショッキングなデータが公表されております。さらに、現在の人口が半分以下になるとされる自治体は896市町村のうち、523市町村であり、このうち道内は116市町村で、2040年時点で、人口1万人を切ると見込まれる自治体としての機能を維持できないとの考えを示したところであり、人口の減少に危機感を持っているところであります。

また、北海道は1997年の約569万人をピークに、その後減少傾向で道外への転出超過、いわゆる社会減は1995年を除き、半世紀にわたり続き、2003年以降は、死亡数が出生数を上回る自然減が加わり、人口減少が加速をしているところであります。国立社会保障人口問題研究所によると、2010年の道内の人口550万人が、2040年には419万人になると推計され、札幌市の人口集中割合は、現在34.8%から40.9%に高まるとされており、地方の人口減少がさらに進むと見込まれております。北海道は人口減少が急速に進む中、庁内関係部局の連携により、人口流出や少子化などに

対応した地域における多様な就業機会の創出や、安心して子どもを産み育てる、暮らし続けることができる環境づくりなど、人口減少問題への対応の総合的な企画、調整及び推進を図り、継続可能な地域社会の実現を目指すことを目的に、北海道人口減少問題対策本部を昨年10月23日に設置したところであります。市長は、市政執行方針でこうした動きを踏まえ、人口減少を克服しつつ活力あるまちづくりに向けて、目指すべき将来の方向や、具体的な戦略を定めていくことを述べられました。そこで市長にお伺いします。

1点目は、本市の人口減少問題で検討組織を設けて、検討されているのかお伺いをいたします。検討組織を設けておられるのであれば、その組織の所掌事務や構成メンバーについてお伺いをいたします。

2つ目は、検討組織におけるこれまでの検討結果について伺います。

3点目は、今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

大綱の4点目は、教育行政について教育長にお伺いをいたします。お聞きしたいのは、発達障がい支援モデル事業についてです。私は、学力の向上に関して、一般質問でこれまで何回かにわたりお聞きしてまいりましたが、このことと、発達障がいの子どもへの支援に関して、相通じるものがあると考えております。発達障害支援法が平成16年に制定され、平成17年4月から施行されました。この法律の中で、発達障がいの定義として、自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、

その状況が通常低年齢において発現するものとされており。

また、国や地方公共団体の責務として、早期発見や学校教育における支援・就労などの一貫した支援が求められたところで、現在としては、平成24年に文部科学省が行った調査で、通常学級の児童生徒で、発達障がいの可能性がある場合は、6.5%、このうち4割が支援を受けていないことがわかりました。私は早急に支援の仕組みが必要であると考えております。特に、乳幼児期から学齢期にかけては、言葉の発達をはじめとしたコミュニケーション能力、対人関係や社会性の育ち、さまざまな認知機能の習得など、学校における学習や集団生活、その後の自立や社会参加の基盤を形成する時期であり、この時期に適切な支援を受けられないと、就学後の学習面や生活面にさまざまな困難を抱えることが多くなり、また、情緒不安や不適合行動などの二次障がいが生じてしまうこともあると言われております。

以上のようなことから、本市の学校教育において、特別支援教育支援員の配置、そして発達障がい支援モデル事業と発達障がい支援の取り組みに着手されたことは、今日的に意義深く、大いに評価したいと考えております。

また、先ほど学力向上との関係に触れましたが、通常学級ではこれまで、授業の中でしばしば進めづらい場面が起きていたのではないかと想像されます。発達障がいの子どもの行動の態度は、自分勝手に特定のことにこだわり過ぎるとか、変わった子、困った子と誤解されたり、敬遠されたりすることも少なくないからです。しかし、発達障がいに関する

教員や保護者の理解が深まり、発達障がいの子どもが適切な支援を受けることで、授業全体が落ちつき、クラス全員が集中して学習できる環境が整い、学力に良い影響をもたらすであろうと考えられることから、学力向上と発達障がい支援との関係を申し上げたわけです。発達障がいでも通常の学校生活、社会人生活を送っている人も多いともいわれ、集団での行動で学習は苦手だけれども、個別の授業だけだと理解できたり、自分のペースでの学習だとうまくいくケースも多く報告されており、また、科学技術、芸能、芸術など特定の分野に抜きん出た能力を発揮する人も多くいると言われております。つまり、個々の特性に応じた指導が非常に重要なわけですから、今後この事業に大きく期待するという観点から、具体的に3点お聞きをいたします。

1点目、事業の概要についてです。どのような目的や手法で進める事業であるのかお聞きを申し上げます。

2点目は、平成26年度の取り組み状況についてです。本年度は、これまでどのような内容の取り組みを行われてきたのか、年度内にはどのようなまとめをされてきたのか、お聞きをいたします。

3点目は、今後の取り組みと本市に期待される効果についてです。平成27年度、28年度で予定されている取り組みの内容、本市では、どのような効果を期待しているのか、そして事業完了後は、どのように展開されようとしているのか、教育長にお聞きをいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 丸山議員の質問

にお答えいたします。

初めに、地域振興について、地域経済の現状についてであります。北海道経済産業局が2月18日に公表した道内の12月の経済概況では、台湾、中国、韓国などアジア諸国からの観光客の増加を背景に、海外からの観光客は前年度に比較し30%増と堅調に推移し、これを受け観光産業を中心とした設備投資や雇用が拡大され、産業全体では、緩やかな回復基調が続いておりますが、一方、個人消費については、消費税の引き上げや電気料金の値上げなどにより、緩やかな回復から横ばい傾向に転じたとの判断を示しているところであります。

このような中、昨年11月に実施した経営設備動向調査では、大型の設備投資計画は少なかつたものの、景気の状態をみて工場の増設を検討している企業が複数社あったほか、コールセンターの誘致決定や本市での操業を具体的に検討している企業もあることから、市としましては、これらが本市経済の回復に繋がることを期待しているところであります。

次に、経済活性化に向けた今後の具体的な取り組みについてであります。本市が進めているホワイトデータセンター構想や食料備蓄構想については、国の国土強靱化や北海道バックアップ拠点構想と連動し、早期実現に向けた活動を加速させるとともに、国が打ち出している地方創生メニューを活用し、低迷する市内の個人消費を喚起するため、プレミアム商品券の発行に必要な支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

また、国内外観光客の誘致による交流人口の増加や、農商工連携等による新商品の開発

及び、販路の拡大に向けた取り組みを強化するとともに、引き続き、買い物バスの運行やイベントの実施など、中心市街地の活性化に向けた商業組織の取り組みを支援し、まち全体が元気になる経済施策を推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、労働行政について、道内・空知管内の求人・求職状況についてであります。2月27日、北海道労働局が発表した1月の有効求人倍率によりますと、道内の有効求人倍率は、医療、福祉、建設業、製造業などの雇用の拡大に伴い0.9倍となり、バブル崩壊直後の平成4年6月時点と同程度の高い水準となっております。

また、空知管内では、0.75倍となっており、本市においても、ほぼ同水準となっております。管内の事務系の有効求人倍率は0.31倍、医療・福祉系では、1.5倍、建設系では、4倍を超えるなど、職種別に大きな差があり、企業側の求人条件と求職者の条件や希望が合わない、いわゆる雇用のミスマッチが生じているところであります。

次に、市内高校等の就職状況についてであります。2月末の就職内定率で申し上げますと、美唄尚栄高校は、就職希望者40名のうち、内定者は34名、内定率は85.0%、美唄聖華高校は、就職希望者70名のうち、内定者は69名、内定率は98.6%となっております。なお、美唄聖華高校については、最終的には100%になると学校側から伺っております。

北海道中央コンピュータ・カレッジは、就職希望者7名のうち、内定者は6名で、内定率は85.7%となっております。

また、卒業生の主な業種につきましては、

美唄尚栄高校では製造業関連、美唄聖華高校では医療関連、コンピュータ・カレッジは、IT関連となっているところであります。

次に、市の実施している労働基本調査の分析結果についてであります。はじめに、市内の雇用形態につきましては、正規雇用が63.7%、非正規雇用が36.3%となっており、この数値は全国、全道とも、ほぼ同様の割合となっているところであります。

初任給につきましては、厚生労働省の平成26年度賃金構造基本統計調査によりますと、高校卒業者では、全国平均で16万5,000円、北海道は15万4,000円となっているのに対し、本市においては、15万円となっております。

また、大学卒業者では、全国平均で20万7,000円、北海道は19万5,000円となっているのに対し、本市においては、17万円となっており、いずれも、全国、全道と比較すると低い水準になっているところであります。

次に、労働環境の改善に向けた取り組みについてであります。市としては、本年度から、最新の雇用実態を把握するため、3年に1回の労働基本調査を毎年度実施することといたしました。

また、市内の労働者の方々が、安心・安全に働くことができるよう、事業者に対し、国の中小企業労働環境向上助成金やキャリアアップ助成金などの活用により、非正規労働者の正規雇用化への転換を促すほか、人材開発センターで実施する人材育成・技能習得講座の受講に対して、支援策を拡充することとしております。

次に、人口減少対策について、人口減少対策の検討組織についてであります。人口減

少問題への対応策を調査検討するため、昨年10月17日に、総務部、市民部、保健福祉部、経済部、都市整備部及び教育委員会の課長職の9名により、庁内組織として美唄市人口減少対策検討委員会を設置したところであり、所掌事務は、人口減少問題への対応策に関する事項、その他必要な事項としているところであります。

次に、検討組織の検討経過についてであります。これまでに会議を2回開催し、人口減少時代における国や北海道の動向、本市の人口減少の状況、人口減少問題に対応する少子化対策、移住定住対策、雇用対策などの具体的な取り組みについて調査検討を行ってきたところであります。

次に、今後のスケジュールについてであります。平成27年度においては、現在の検討委員会組織を、私をトップとした部課長等で構成する全庁的な組織に改編し、まち・ひと・しごと地方創生に向けた地方版総合戦略を策定することとしております。

この策定に当たっては、市議会をはじめ、美唄市総合計画審議会や美唄未来会議、まちづくり地区懇談会、自治組織代表者会議、地域経済円卓会議などを通じて、市民との意見交換やご提言をいただくほか、外部有識者からも助言等をいただきながら策定を行っていくこととしております。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

発達障がい支援モデル事業についてであります。本事業の目的は、通常の学級に在籍する発達障がいのある幼児・児童・生徒の自

立や、社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、全道すべての教員の、発達障がい者の特性に応じた指導や支援に関する基礎的な知識・技能の習得を図ることです。

本事業は、文部科学省の委託事業である「発達障害理解推進拠点事業」の一環として、北海道教育委員会が主体となり、平成26年度から平成28年度の3カ年にわたり、取り組んでいるものであります。

現在、拠点地域として、美唄市、森町、湧別町の1市2町において、幼稚園2園、小学校3校、中学校3校がモデル校として選定されており、このうち美唄市では、栄幼稚園、中央小学校、美唄中学校の1園2校が指定を受けております。

この事業の具体的な取り組みの内容としては、初年度は、校内研修プログラムの開発。2年次は、教育実践成果発表会の開催と実践事例集の作成、配布。3年次は、これらの研究成果の普及を行うこととなっております。

次に、本事業における平成26年度の取り組み状況についてであります。まず、各拠点地域において、モデル校と市町教育委員会、そして道教委で構成する「事業推進会議」を3回開催し、今年度の実施計画と推進上の課題などについて検証し、改善を図りました。

次に、札幌市において「校内研修プログラム会議」を2回開催し、各拠点地域から集まった担当者が、事業の推進状況について説明し、協議を通して校内研修プログラムの作成に向けた今後の手順について確認しました。

さらに、各拠点地域において、周辺の学校を含めた「合同研修会」を実施し、研修の成果や課題について協議するとともに、先進的

な取り組みを行っている研究者を講師として招へいして講演会を行いました。

美唄市で開催された「合同研修会」には、市内の教員を中心に120名もの参加者があり、特別支援教育における今日的な課題について研修することができました。

年間のまとめの段階では、3点にわたって成果を確認することができました。

1点目は、校内研修の実施により、校内研究の指導案に発達障がいのある幼児・児童・生徒への配慮事項の記入を位置付けるなど、学校全体の取り組みとすることができたこと。

2点目は、校内研修後の振り返りにより、校内で発達障がいのある幼児・児童・生徒への理解と支援の今後の方向性について、共通理解を図ることができたこと。

3点目は、合同研修の開催により、発達障がいのある幼児・児童・生徒への指導や支援を学校全体で取り組もうとする機運が高まったこととあります。

このような成果をもとに、道教委では、今年度中に各モデル校での取り組みをまとめた「校内研修プログラム」を作成して、全道すべての学校に配付することとしております。

次に、今後の取り組みと本市で期待される効果についてであります。平成27年度は、各モデル校での校内研修を一層充実するとともに、その成果を生かした学級経営や授業実践の事例をまとめた「実践事例集」が、全道すべての学校に配付され、北海道全体の取り組みの充実を図ることとされております。

美唄市におきましては、「特別支援教育コーディネーター研修会」を開催し、「校内研修プログラム」の効果的な活用について市内全校

に説明するなど、事業期間を通して、啓発・普及活動に努めてまいります。また、支援の成果についても検証してまいります。

最終年度にあたる平成 28 年度には、「校内研修プログラム」と「実践事例集」が、美唄市はもとより、全道の幼稚園、小学校、中学校において一層活用され、各校が主体的に研修を深める中で、発達障がい者の特性に応じた指導や支援に関する基礎的な知識・技能の習得が期待されるところであります。

以上の取り組みにより得られる効果としては、「発達障害者支援法」で求められている早期発見や早期支援のための体制を整えていくことや、通常の学級を担当する教員が、特別支援教育支援員と連携し、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の特性に応じた適切できめ細やかな指導や支援を行うことができ、このことにより、保護者への支援にもつながるものと期待しております。

事業完了後につきましては、発達障がいに関する国等の調査研究を引き続きフォローしていくとともに、効果的な教材教具の活用など、学習しやすい環境の整備を図り、進学・就労へとつながる一貫した支援の実現を目指してまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 4 番、丸山文靖議員。

●4 番丸山文靖議員 自席から教育長に再質問をさせていただきます。

発達障がい支援モデル事業についてお聞きをいたします。私は、発達障がいのある子ども達への支援を進める上で、個人情報の取り扱いや差別的な取り扱いがないよう、権利擁護に配慮した適切な教育的支援が行われることや、保護者を含め、広く発達障がいに関する

理解を深めていくことが欠かせないと思います。このことは、発達障害支援法で求められているものです。この権利擁護に関する配慮、発達障がいに関する理解を深める取り組みについて、教育長のお考えをお聞きします。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 丸山議員のご質問にお答えいたします。

発達障がいに関する理解の深化についてであります。昨年、「障害者の権利に関する条約」が締結され、発達障がいにとどまらず、障がい者の方の教育の権利を含めた、人権や尊厳を尊重する取り組みが進められることになっております。

このような動きも踏まえ、ご指摘のありました個人情報や差別的な取り扱いを含めまして、これらの点については、今後とも十分に配慮していかなければならないと考えております。

また、発達障がいに関する理解を深めていくため、国や道などと十分連携を図りながら、インターネットの活用など、さまざまな手法を用いて、情報の共有と発信に努めてまいります。

●議長内馬場克康君 次に移ります。2 番、長谷川吉春議員。

●2 番長谷川吉春議員（登壇） 平成 27 年第 1 回定例会にあたり、大綱 4 点について、市長にお尋ねいたします。

第 3 次安倍政権が閣議決定した 2015 年度予算案は、大企業には法人税減税で大盤振る舞い、軍事費は 3 年連続増加で、過去最高へと膨らませました。これとは反対に、介護、医療、年金、生活保護は、大改悪を続け、負

担増と給付削減という痛みを国民に押し付ける中身です。消費税率8%へ引き上げの後、2年目となる予算の規模は、過去最大で96兆3,420億円に達しました。2012年末に政権復帰した安倍政権が、予算編成するのは今回で3度目ですが、編成のたびに社会保障を切り捨て、軍拡路線に突き進む暴走カラーが鮮明になっています。その典型が軍事費です。それまで抑制傾向だった軍事費を13年度予算で増額に転じたことを皮切りに、15年度はついに過去最大の4兆9,801億円、14年度の補正予算の増額分を含めると、5兆円余りに膨れ上がります。海外で戦争する国づくりを狙う安倍政権の危険な決意を具体化したものです。軍拡と対照的に大きく圧迫されるのは、社会保障費です。生活保護費は食糧などの扶助費を中心に、13年度から3年連続で740億円減らされている最中ですが、15年度は、これに加えて、住宅扶助費と暖房費などの冬季加算も減額することを打ち出しました。高齢者と家族の健康と安心を支える名目の介護保険の報酬も実質2回連続で削減したことは、老人ホーム経営などに深刻な打撃を与え、介護する人も、される人もますます苦境に追い込むものです。こうした安倍政権の社会保障費の削減は、本市の社会保障の分野にも大きく反映しています。

大綱質問の1点目は、美唄市財政健全化計画及び市立美唄病院経営健全化計画についてであります。平成20年度から始まったこの計画は、平成27年度で最終年度になるわけですが、美唄市財政健全化計画の平成26年度の見通しと、平成27年度における市立病院の不良債務解消に向けた一般会計からの繰り入れの

計画及び計画達成の見込みについてお聞きいたします。

あわせて計画が達成された場合の財政健全化計画における健全化の4つの指標についてもお聞きいたします。

大綱質問の2点目は、農業問題についてであります。

その1つ目は、平成26年の主な農産物の作況についてであります。天候が不順であったり、米作においては、青米や死米が多かったと聞いていますが、主な農産物の作況についてお聞きいたします。

その2つ目は、本市の農産物の状況についてであります。

- ①として、本市の農家戸数について。
- ②として、本市の農地面積について。
- ③として、農業就労者の平均年齢について。
- ④として、米価下落の影響について。
- ⑤として、農家の平均負債額についてお聞きいたします。

その3つ目は、農協改革についてであります。安倍首相は通常国会の施政方針演説で、戦後以来の大改革を掲げ、演説の冒頭で、農協と農業委員会、農業生産法人の3つの改革をあげました。中でも農協改革については、

- ①として、農協法に基づく中央会制度の廃止。
- ②として、現在の全国農業協同組合中央会JA全中の一般社団法人への移行。
- ③として、農協への会計監査の義務付けなどに言及しました。一体安倍政権は、農業改革の名で何をやろうとしているのか、まず第1弾として進めようとしているのは、JA全中から指導監査機能を奪ってしまうことです。そのことによって、JA全中を事実上潰して

しまおうというものです。これは農協潰しの第1弾であって、第2弾として、3つのことをやろうとしています。1つは、これまで農産物の共同販売などを行ってきた全農を株式会社にしてしまうことです。2つ目は、単位農協から信用と共済事業を分離してしまう。3つ目は、準組合員の農協事業利用を制限するというものです。では、何のためにこのようなことをするのか。それは、TPP反対運動の中心となっているJA全中を潰してしまうということを狙い、さらにアメリカと日本の銀行、保険業界、大企業が今農協が担っている共同販売、金融、共済という3つの大事な仕事を食い物にしようという狙いがあります。市長は、この農協改革について、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

また、この農協改革が本市の農業にどのような影響を及ぼすのかお聞きいたします。

大綱質問の3点目、介護保険事業についてであります。

その1つ目として、介護事業所数及び介護従事者数についてであります。

①として、サービスの種類ごとの事業所数について。

②として、サービスの種類ごとの常勤・非常勤別の従事者数について。

③として、平成25年度1年間の採用者数と退職者数についてお聞きいたします。

その2つ目として、市内の介護事業従事者の賃金や労働時間などの労働条件が、どのようになっているのかお聞きいたします。

その3つ目として、4月から改正の主な内容についてであります。

①として、改定の内容について。

②として、保険料の平均引き上げ額について。

③として、介護報酬改定の主な内容について。

④として、賃金の引き上げ額とその対象者について、どのようになっているのかお聞きいたします。

大綱質問の4点目は、市民生活についてであります。

その1つ目は、生活保護についてであります。平成27年度より生活保護の住宅扶助費及び冬季加算の見直しにより、減額されると聞いていますが、それぞれの改正の内容についてお聞きするとともに、市民生活にどのような影響があるとお考えなのかお聞きいたします。

その2つ目は、生活困窮者自立支援法についてであります。

①として、生活困窮者自立支援法と、それぞれの事業の内容について、お聞きいたします。

②として、市としての取り組みについてであります。市長は、市政執行方針の中で、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援策の強化を図ると述べていますが、具体的にどのような支援策をお考えなのかお聞きいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、美唄市財政健全化計画及び市立美唄病院経営健全化計画について、平成26年度の財政健全化計画の見直しについてありますが、給料等の見直しなど具体的な取り組み項目については計画通り実施しているほか、健全化指標につきましては、平成26年度一般会計決算見込みにおいて、3月交付分の特別

交付税にもよりますが、ほぼ収支均衡という見込みであることから実質赤字比率は生じない見込みであります。

また、水道会計と病院会計に対する不良債務解消のための繰出金約3億円について、本定例市議会で補正予算を予定しておりますが、この繰出により両会計における資金不足額が改善されることから、平成26年度の連結実質赤字比率は2.13%、実質公債費比率は18.8%、将来負担比率は197.9%となる見込みであり、平成25年度の計画数値より改善される見込みであります。

次に、病院経営健全化計画の達成についてであります。平成27年度における、一般会計からの特例債償還元金を含めた繰出しは計画どおりの3億300万円としており、平成26年度並みの収支を維持させることにより、病院経営健全化計画は達成される見込みであります。

次に、平成27年度の健全化4指標につきましては、計画達成により、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、算出されないほか、実質公債費比率は17.7%、将来負担比率は188.3%となるものと見込んでおります。

次に、農業問題について、平成26年の主な農産物の作況についてであります。水稻は、早期の融雪により春作業が順調に進み、その後は、長雨、高温等の極端な天候となったものの南空知の作況指数は「108」と収量は平年を上回りました。しかし、青死米などが多く発生したため、製品量は平年並みになったところでもあります。

小麦は、融雪後の干ばつの影響から、全体的に穂数は平年を下回ったものの、粒がやや

重く歩留まりが高かったことから、収量は前年を上回るとともに、品質的にも良いものとなっております。

玉葱は、6月の干ばつと異常高温が重なり、その影響による生育不良のため、収量は平年よりも少なくなっております。

大豆は、春先の干ばつの影響から生育が遅れ、その後、天候回復により持ち直したものの、7月下旬からの断続的な降雨により、未熟傾向となりましたが、さや数が多く粒もやや重くなったことから、平年をやや上回る収量となっております。

農産物全体の作柄では、天候の影響により作物によっては品質に差が生じたものの、総じて良い結果になったところであります。

次に、本市の農家戸数等についてであります。平成22年農林業センサスによる農家戸数は790戸、販売農家での農業就業者の平均年齢は58.2歳となっております。

また、農地面積は、平成26年の農林水産統計では、9,450ヘクタールとなっております。

次に、平成26年産米の価格につきましては、前年産米の在庫の影響などから下落傾向にあり、ななつぼしで申し上げますと、昨年12月の1俵当たりの相対取引価格は1万2,555円で、前年同期に比べて1,684円下落しており、こうした傾向は他の道内品種や府県産米も同様となっております。

このため、農協からは米集荷数量は増えたものの、販売金額は1割ほど減少していると伺っており、農家収入にも影響している状況にあります。

次に、農家の平均負債額につきましては、対外的に公表していないことから、把握でき

ない状況にあります。

次に、農協改革の内容についてであります。国が、農林水産業・地域の活力創造本部において決定した農協改革案の骨格は、農協の自立性を高めるため、全国農業協同組合中央会から監査機能を分離し新たな監査法人を設立することや、全国農業協同組合中央会は一般社団法人に、都道府県中央会は農業組合連合会に移行することなどとなっております。

次に、本市農業への影響などについてであります。今般示された農協改革は、中央会制度から新たな制度への移行、全国農業協同組合連合会等の事業・組織の見直しを通じて、単位農協の基盤強化、健全化の推進を図るものとなっておりますが、具体的な内容が示されていないことから、市としましては、現時点での影響については把握できない状況であります。

次に、介護保険事業について、介護事業従事者の労働条件についてであります。市内介護保険施設・事業所の賃金・労働時間につきましては、市独自の調査は行っていませんが、厚生労働省の介護人材をめぐる現状の資料では、ホームヘルパーが月額 20 万 8,500 円、福祉施設介護職員が 21 万 8,400 円で、全産業が 32 万 5,600 円と掲載されており、介護職員の平均賃金は他の職種や産業合計と比較して低くなっている状況にあります。

次に、4月からの改定の主な内容についてであります。1つ目には、地域支援事業の見直しであります。予防給付の訪問介護及び通所介護が、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果

的かつ効率的に実施することができる新しい総合事業へと移行するものであります。

2つ目には、第1号保険料の軽減措置についてであります。所得段階に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、標準段階を6段階から9段階に見直すとともに、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行うものであります。

3つ目には、特別養護老人ホームの利用対象者の見直しであります。新規入所が、原則、要介護3以上となるものであります。

4つ目には、利用者負担の見直しであります。合計所得が160万円以上ある第1号被保険者の利用負担を1割から2割負担にするとともに、高額介護サービス費の限度額を医療保険と同額の4万4,400円に引き上げるものであります。

次に、保険料の各段階別の増加額と対象者数についてであります。第1・第2段階は350円で3,533人、第3段階は525円で802人、第4段階は627円で1,101人、第5段階は700円で869人、第6段階は608円で1,170人、第7段階は1,133円で907人、第8段階は1,050円で414名、第9段階は2,108円で199人となっております。

次に、介護報酬改定の主な内容についてであります。介護報酬は、平均マイナス2.27%の改定率で、基本報酬は、ほぼすべてのサービスが引き下げとなっており、引き下げの主なものとしたしましては、特別養護老人ホームの介護度別の基本サービス費が5.8%、小規模通所介護事業所が10%、訪問介護が4%、認知症グループホームが5.7%となっております。

また、これに対し、重度者や認知症、看取りへの対応、リハビリなど、加算が引き上げられたものもあります。

次に、賃金の引き上げ額と対象者ではありますが、質の高い人材を確保するため、介護職員の賃金が上がるよう、介護職員処遇改善加算率の高い区分が設けられました。国の試算では、職員一人当たり月額1万2,000円相当の引き上げを見込んでおります。

なお、対象者については、資格の有無や正規職員・非正規職員を問わず、全ての介護職員となっております。

次に、市民生活について、生活保護についてではありますが、住宅扶助の基準の見直しについては、平成27年7月から施行となっており、改正内容の1つ目といたしましては、近年の家賃物価の動向等を踏まえ、単身世帯の住宅扶助上限額の適正化を図ること、2つ目といたしましては、生活保護世帯の生活実態に併せ、2人以上世帯の住宅上限額を2区分の現行の世帯人数区分を4区分に細分化をすること、3つ目といたしましては、床面積に応じた上限額を設定することとなっております。

また、経過措置といたしましては、住宅扶助上限額が減額となり、最低生活の維持に支障が生じないように、賃貸物件の契約更新時まで、減額適用を猶予すること、加えて、住宅扶助上限額を超え、他の住宅への転居が必要となる場合は、転居費用を支給すること、さらに、転居が困難な理由がある場合は、見直し前の額を適用することとしております。

また、改正に係る本市の影響額については、住宅扶助上限額の詳細が、国から示されてい

ないことから、把握できないところであります。

次に、冬季加算の基準額の見直しについてではありますが、北海道は、平成27年10月からの施行となり、改正内容としましては、地域別の実態や近年の光熱費物価の動向や地域の実態を踏まえ、加算額を設定することと、世帯人数別・級地別の実態を踏まえ、基準額の減額を図ることとしております。なお、冬季加算の支給期間と改定額につきましては、北海道は、豪雪地域や山間部などの気候が厳しい地域であることから、これまでの11月から3月までの5カ月の支給期間から10月から4月までの7カ月間に改正されるものであり、1カ月あたりの支給額は減額となりますが、支給月が増えることから、冬季加算は増額となるところであります。

また、冬季加算の改正に伴う、本市の影響につきましては、年間にして、単身世帯で、5,910円、2人世帯で、2万770円、3人世帯で1万6,580円、4人世帯で9,550円が増額支給されることとなっております。

次に、生活困窮者自立支援法についてではありますが、本法律は、平成27年4月から施行されるもので、その目的は、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立の支援を講じ、生活困窮者の自立の促進を図るため設置されるものであります。

対象者は、失業者、多重債務者、引きこもりなど、複合的課題を抱えた方などで、生活保護受給者以外の生活困窮者となっております。

事業としましては、必須事業と任意事業があり、必須事業は、生活困窮者から就労やそ

の他の自立に関する相談を受け、事業を利用するためのプラン作成などを実施する自立相談支援事業と離職により住宅を失った生活困窮者などに対し、家賃相当の住宅確保給付金を支給する事業があります。

一方、任意事業は、就労に必要な訓練を実施する、就労準備支援事業と直ちに一般就労が困難な方に対する支援付き就労訓練事業があります。

また、住居のない生活困窮者に対して一時的な宿泊場所や衣類などを供与する、一時生活支援事業や家計に関する相談・指導、貸付の斡旋を行う家計相談支援事業、さらには、生活困窮者世帯の子どもへの学習支援を行う、子ども学習支援事業などがあります。

市といたしましては、初年度については、必須事業を事業者委託で実施したいと考えており、平成 27 年度以降の任意事業につきましては、利用者ニーズの把握に努め、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

なお、介護事業所数及び介護事業従事者数につきましては、保健福祉部長事務取扱の副市長から答弁させます。

●議長内馬場克康君 副市長。

●副市長藤井英昭君 介護事業所数及び介護事業所従業者数につきましては、私からご答弁をさせていただきます。

初めに、市内の介護事業所数につきましては、居宅介護支援事業所が 4 事業所、介護予防支援事業所が 1 事業所、居宅サービス事業所が 15 事業所、地域密着サービス事業所が 6 事業所、施設サービス事業所が 5 事業所であります。

従事者数は、平成 26 年 4 月 1 日現在で、居

宅介護支援事業所の常勤が 14 名、介護予防支援事業所の常勤が 14 名、非常勤が 14 名、居宅サービス事業所の常勤が 76 名、非常勤が 68 名、地域密着サービス事業所の常勤が 59 名、非常勤が 34 名、施設サービス事業所の常勤が 147 名、非常勤が 32 名となっております。

また、平成 25 年度 1 年間の採用者数は、常勤非常勤合わせて全事業所で 95 名、退職者は 77 名となっております。

●議長内馬場克康君 2 番、長谷川吉春議員。

●2 番長谷川吉春議員 この場から、何点か再質問させていただきたいと思います。

1 点目は、財政問題でありますけれども、財政健全化計画の達成が見込まれるとのご答弁でありましたけれども、この計画の中で、大きなウエートを占めているのが何と云っても職員給与の独自削減であります。財政健全化計画が達成されれば、当然独自削減はなくなるものと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

2 点目は、農業問題ですが、本市においても農家の高齢化が進み、米価の下落や肥料、農薬の値上がりなどで農家所得が減少し、農家経営が一層厳しくなっていると思いますが、市長は、市政執行方針の最初に、本市の農業の振興について述べられておりますが、今後、美唄市の農業をどのように発展させていくのか、具体的なお考えをお聞きいたします。

3 点目は、介護保険事業についてですが、1 つ目は、介護事業従事者の賃金や労働時間などの労働条件についてであります。市独自の調査を行っていかなくて、把握していないとのご答弁でありました。本市の介護事

業の従事者は 458 人とのことですが、これは職種としては非常に大きなものがあります。しかし、低賃金や労働条件の厳しさから、1 年間に 77 人もの方が退職するというのは大きな問題であります。市としても事業所からのアンケートをとるなどして実態を把握する必要があるのでないかと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

2 つ目は、4 月からの改定の問題ですが、介護報酬の引き下げは、老人施設の運営が一層厳しくなるとか、介護の利用料が 1 割負担から 2 割負担に値上がりされる、保険料は、平均すれば月額 616 円も値上がりするなど、介護保険制度そのものが崩壊する危険性をはらんでいます。市長は、市民が安心して介護を受けられるよう、国に対して制度の抜本的な改善を強く要請すべきだと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

4 点目は、生活困窮者自立支援法についてであります。多くの市民は、こうした支援法ができたことを知らないわけです。知らなければ、それを利用することができないわけです。市民への周知をどのように行うのかお聞きいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政健全化計画達成後における、職員給与の独自削減の復元についてですが、財政健全化計画の推進にあたりましては、職員給与の独自削減のほか、市税の引き上げなど市民の皆さんに、ご負担をお願いしているところであり、計画が達成された場合は、市税の引上げや職員給与の独自削減につ

いては元に戻すことを基本としておりますが、これらの復元につきましては、計画の最終年度である平成 27 年度の状況や平成 28 年度以降の財政推計等を踏まえ、最終的に判断してまいりたいと考えております。

次に、本市の農業の振興と発展についてですが、私は、担い手が自信と誇りを持って営農できる環境づくりを進めることが、何よりも重要であると認識しております。

このため、国営・道営の農地基盤整備事業を推進し、生産性の向上を図るほか、地域や農業者が主体的に取り組む、多面的機能の維持・発揮に資する活動や環境保全型農業の取組みに対して支援し、地域資源の保全を図るとともに、安全・安心な農産物作りを推進し、消費者に信頼される産地を目指し、本市農業の振興、発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、介護事業従事者の労働条件の調査についてですが、賃金が低く、仕事がきついなど業界全体の状況としてはマスコミの報道等で承知をしておりますが、今改定では賃金の引き上げ対策も盛り込まれておりますので、今後、必要に応じて検討して参りたいと考えております。

次に、介護保険制度の国への申し入れについてですが、日本は今、世界に類を見ない早さで少子高齢化が進み、平成 37 年には国民の 3 人に 1 人が高齢者になると予測されていることから、国においては、介護保険制度を持続可能なものにするため、さまざまな改正が行われたものと承知しておりますので、市としては今後の状況を見極めながら、必要なものについては全国市長会等を通じて要望

して参りたいと考えております。

次に、生活困窮者自立支援法についてであります。市民周知につきましては、広報紙メロディーや市ホームページに掲載するとともに、各公共施設等へパンフレットを設置するほか、地域説明会及び相談会の実施を予定しているところであります。

今後、各関係機関や団体とも広く連携を図り、市民周知に努めてまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 2番、長谷川吉春議員。

●2番長谷川吉春議員 財政問題で、再度お聞きするわけですが、財政健全化計画を達成した場合の職員の給与の独自削減については、戻すことを基本として考えているが、計画の最終年度である平成27年度の状況を踏まえて、最終的な判断をしたいというご答弁であったわけです。平成20年にこの計画が立てられたとき、41億円の資金不足を解消するために、職員の皆さんは、国による早期健全化団体に指定されないためにも、財政の健全化のためにも、自分たちの生活を犠牲にして協力してきたわけです。財政健全化計画が達成されたら当然、給与の独自削減もなくなるわけです。何としても元に戻すべきだと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

財政健全化計画達成後における職員給与の独自削減の復元についてでございますけれども、先ほどもご答弁させていただきましたが、計画が達成された場合は、市税の引上げや職員給与の独自削減については元に戻すことを

基本としておりますが、これらの復元につきましては、計画の最終年度である平成27年度の状況や平成28年度以降の財政推計等を踏まえ、最終的に判断してまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 次に移ります。6番、森川明議員。

●6番森川明議員(登壇) 平成27年第1回定例会にあたり、大綱3点9項目につきまして、市長、教育長に質問をいたします。

大綱の1点目は、農業行政についてです。

1つとして、平成26年度管内の水稻収穫量についてです。農林水産省、北海道農政事務所は、本年1月に公表しました平成26年産米の市町村別収穫量と、青死米が多く、政府からは補償としてナラシ対策が出されております。いわゆる規格外です。当初、大幅な収量減を予測していたわけですが、地域によっては、ばらつきが生じましたが、全体的に北海道は収量増となっております。なにしろ空知は全道の半数近くの収穫シェアがあるわけです。まさに全道一の生産地帯ですが、そのうち、美唄市は昨年まで岩見沢、旭川、深川に次いで第4位でした。

そこで、伺いたい点は、美唄の現状について、①として全道・空知管内の位置と支援ナラシ対策の規格外の発生状況についてです。

2点目は、食味ランキングの結果と、美唄市の、ブランド米についてです。日本穀物検定協会は、2月19日に平成26年産米の食味ランキングを発表しました。道産米は「ふっくりんこ」が参考銘柄ながら、最高評価の特Aを初めて獲得。粘りと硬さにバランスのよさが評価をされ、「ゆめぴりか」は4年連続、

「ななつぼし」は5年連続で特Aとなり、道産米の特Aは、3銘柄となり、これはもうすごい結果です。その他として「きらら397」が前年に続き、2番目に高いAを獲得しました。「きらら397」は、その後継者として、定例会質問をいたしました経緯がありますが、「空育180号」です。「そらゆき」という名前がつけました。品種の特性、将来の可能性を含めて、いろいろ市長に聞いた経緯がありますけれども、これはやがて特Aに入るものと予測がされております。この穀物検定協会の食味ランキングは、作付面積1,500ヘクタール以上の基準があり、全国で133銘柄、「ふっくりんこ」を含めた6参考銘柄で、特Aは全国で前年より4銘柄が増え、42銘柄となりました。なお、美唄市で作付けの多い「おぼろづき」については、該当にはなっておりません。評価があまりよろしくなかったということかもしれません。そこで、伺いたい点は、①として美唄市のブランド米動向についてであります。

3点目は、つむぎ屋の乾燥野菜を美唄の特産品にして、大々的にPRをすべきだという点です。ここに、現代農業平成26年度の2月号ですけれども、持ってきました。要覚忍さんの文が6ページにわたって掲載されております。また、テレビでも放映をされております。これが、わざわざ持ってきましたけれども、乾燥野菜です。これは、既に購入された方も多くいるかとも思いますけれども、まだ、購入されていない方は私の質問になっておりますこの乾燥野菜、どんどん買っていただきたいと思うわけですが、これが2月にばったり札幌駅にありまして、札幌駅で販

売をしておりました。なかなか売れ筋がいいと感じとったわけです。その内容といたすのは、色品質を加工に生かす、そして、干してもきれいでおいしい色野菜というタイトルで加工されまして、種類も18種類があり、高橋志津子さんにいろいろお聞きをした結果、人気上昇中で現物は先ほど言いましたように、早速その中には、レシピも入っているということで、同封されていることで、トマトの炊き込みごはんとか、サーモンマリネ、アスパラとズッキーニのてんぷら等とひとり暮らしや高齢者が保存にきく、そのことで大変に売れ筋ということでした。当初、何かしようと6名が集まりまして、つむぎ屋をスタートしたわけですが、そこにまた美唄市女性パワーの熱気が伝わってきました。保存料や添加物も一切使用していない点、全国的に広がりを見せる可能性が大であり、美唄の特産品として全国にPRをもっともっとすべきと思います。

伺いたい点は、①として、乾燥野菜の現状と今後の見通しについてです。

大綱の2点目は、福祉行政についてです。

その1つは、認知症についてです。いろいろこの件については、調査をしてみました。厚生労働省は、2月7日に認知症について、高齢者の7人に1人が該当する、また、若年層が増えていると、そして、それが大きな特徴で、平成37年には、700万人に達し、5人に1人がなると推計が出ておりました。原因は、糖尿病、高血圧症などの生活習慣、アルコール依存、うつ病との関連で、特に先ほど述べた若年性認知症は、全国で患者は推定で4万人、これは、平成21年の厚生労働省の調

査で明らかにされ、年々増加しています。国は、国家戦略（案）新オレンジプランをまとめ、病気を理解しつつ、支援の拡充を図るため、近く発表をまとめる予定となっていますが、美唄市も第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が、平成27年度から平成29年度までの素案が示されています。具体的に次の件について、お伺いをいたします。

1として、美唄市内の認知症の高齢者数。それから2点目は、美唄市内での施設の現状。3点目は、今後の取り組み状況についてです。大綱3点目は、教育行政についてです。

1つは、日の丸、君が代についてです。日の丸、君が代に対する質問に反感を抱く方も市民におられることでしょう。ただ、現在の日の丸、君が代では、どうしても70年前の戦争に結びつけてしまう。そういう方も大変に多いわけです。天皇万歳と散っていった方々に対し、向き合えない人々を生み出している教職員の方々もその一人なんです。疑問を持つ人が徐々に増えてきているというのが現状です。2月11日の祝日に日の丸を掲げている人もほとんど見られません。もともと日の丸といいますのは、室町時代の勘合貿易で日本の船籍を示す旗でした。君が代の歌詞は平安時代に詠まれた和歌で1880年曲がつけられました。天皇を神格化した戦前、戦中の軍国主義の象徴といえるもので、宗教上にも問題があるとされています。その日の丸、君が代に対し、教育の場で管理的な立場が、ますます強まっていると感じます。学校現場は卒業式・入学式を学習指導要領に基づき、起立・斉唱の強制が行われていると聞いております。行政は、子どもや教職員の思想信条の自由や

人権を侵害するものであり、すべきじゃないと政府答弁もあります。また、教育委員会の監視も過去には見間違いの報告もあったと伺っています。卒業式・入学式をスムーズに行うよう方針をとるべきで、次の点について伺います。①として、新たに北海道教育委員会から通達が出されたのか。②は、混乱のないようにすべきであるという点。③は、教育委員会職員の派遣、歌唱等の確認は適切と言えるのかどうかという点。④は、児童・生徒の教職員の創意工夫によって行われるべきではないかという点です。

教育面問題の2つ目は、教職員の業務多忙化対策についてです。経済協力開発機構OECDが、世界34カ国の教育勤務時間を調査した結果では、日本が一番多く、部活動など課外活動では3倍、一般的な事務を2倍ということで、日本の教職員は忙しすぎる結果がさらに浮き彫りとなりました。原因は、業務量の増加、クラブ活動の許可等々ですが、特に休日出勤、日常の超過勤務、自宅での持ち帰り、多くの研修等の報告書作り、資料作りなどで、現場における子どもと向き合う時間が少なくなり、教材研究に取り込む時間の確保も減少し、ゆとり教育から、学力重視に転換をし、取り巻く環境も激変しております。それに伴い、ストレスを感じている教職員も多いわけです。また、毎年5,000人前後公立学校教員はうつ病で休職をしています。美唄市には該当は現在ないと思いますけれども、その防止等を講じなければなりません。

伺いたい点は、日常業務の多さの掌握状況。2点目は、多忙についての対策と対応策。3点目は、うつ病など精神疾患の対策です。

次に、3つ目として、全国体力テストの結果についてです。北海道教育委員会は、2月3日、平成26年度全国体力テストの管内別結果を公表しました。合計点の道内平均は、47都道府県中、小学校5年が、男子44位、女子46位、中学校2年は、男女とも最下位という結果でした。北海道は、冬期間、雪に囲まれるという状況の中では、いたし方ない一面もあるかもしれません。これ等の改善に運動の習慣づけが必要であると、北海道教育委員会のコメントもありましたが、その対応に対して教職員の負担増も考えられるわけです。伺いたい点は、1つは、全国・全道・空知管内と美唄市の実態はどうであったか。

2点目は、体力向上取り組み状況。

3点目は、改善等に対する教職員の負担増対策についてです。

教育問題4点目は、小学校の統廃合についてです。文部科学省は、1月19日に小・中学校の統合を推進する方針を打ち出しました。内容は、バスなど1時間以内の通学を認めることや標準学級数12～18学級に満たない学校の統廃合の検討を地方自治体に求めております。2月3日の北海道新聞によりますと、空知管内の9市町で小学校13校、中学校6校、美唄市は小学校2校、中学校1校が該当すると報じていました。だいたい学校名は想像つきますけれども、統合はもう既に終了したと理解をしています。少子化の影響で、各市町村同じ悩みを持っており、文部科学省方針で、統合ありきとの性急な議論は避けるべきで、あくまでも地域の意向を尊重し、最良の教育環境にすべきであると思います。

伺いたい点は、①方針に基づき、教育委員

会の考え方についてです。

教育問題5点目は、集団で行うフッ化物洗口についてです。全国・全道各地で集団で行うフッ化物洗口は、安全性予防効果の有効性、安全の管理、環境汚染等からフッ化物洗口に対する研究会や連絡会が組織をされております。特に、幼少時は危険であり、行うべきではなく、中止をすべきとの行動が活発化しているわけです。美唄市内でも保護者、教職員等反対の立場をとる方が増え続けております。このような現状の中では、中止をすべきではないかということです。

次の点を伺います。

①として、学校という場での医療行為そのものに無理がある。少人数を集団で行うべきはでないという点。

②は、4歳からではうがいも上手にできない。幼少時は特に菌が強い。

③点目は、劇薬フッ素の保管・管理などは万全か。

④は、薬剤の種類と一人当たりの経費、専門の歯科医師の立ち会いが必要ではないか。

⑤点目は、誤って飲んだ場合の健康上の問題と、また、過去には、実施後に問題点は一切なかったのかどうか。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、美唄のブランド米についてであります。本市のブランド米としては特に定めてはおりませんが、各農協のプライベートブランド米では、美唄市農業協同組合の「雪蔵工房」、峰延農業協同組合の「香りの畦みちハーブ米」があります。

市では各農協と連携して、札幌市や中標津町でのイベントやホッカイドウ競馬、さらに東京都内で実施した特産品PRイベントなどにおいて、これら「美唄産米」のPR活動を行っているところであります。

美唄市の米は、農産物の中で生産量、販売額が最もウエートが高く、重要な特産品であることから、今後も栽培方法や貯蔵方法に工夫を凝らし、環境に優しく安全・安心な美唄産の特徴を消費者などへしっかりとPRしてまいりたいと考えております。

次に、農村女性グループつむぎ屋の乾燥野菜についてであります。このグループでは、地域の野菜を中心に研究を繰り返しながら、現在15種類以上の商品が作られており、これら商品については、市と連携しながら、道内外で開催される物産イベントや展示会、商談会などにおいて、試食販売を行いながら、PRしているところであります。また、アンテナショップPiPaや札幌グランドホテルの売店などで販売されているほか、商談会や展示会に参加した企業や消費者からは、手軽に野菜を摂取でき調理が簡単であるという高い評価を多くいただいているところであります。

今後におきましては、首都圏などの北海道物産店や、自然食品などの主要店舗への出品をはじめ、インターネットによる販売やふるさと納税の返礼品のほか、市民の方々の贈答品などにも使っていただけるよう、連携し取り組んでまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、認知症についてであります。初めに、市内の認知症高齢者の実態につきましては、平成26年4月1日現在、日常生活に支障をきたすような認知症状

のある方は、要介護・要支援認定者1,665人中877人で割合としては52.7%となっております。

また、厚生労働省の推計値に当てはめると、平成27年度は要介護・要支援認定者数1,725名に対し998人で57.9%、平成37年度は要介護・要支援認定者2,136人に対し1,232人で57.7%となるところであります。

次に、施設の現状であります。認知症対応型通所介護と認知症対応型共同生活介護を整備しております。認知症対応型通所介護を行う施設は1カ所あり、認知症状を有する方が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、日帰りで日常生活上の支援、機能訓練等を行うものであります。

また、認知症対応型共同生活介護施設は入所が市民に限定されるグループホームが3カ所あり、自宅での生活が難しくなった方について、家庭的な環境の中で入浴や排せつ、食事等の支援を受け、生活機能の維持向上を目指すもので、定員はそれぞれ18名となっております。

次に、今後の取り組みについてであります。国が策定した新オレンジプランでは、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、認知症の人の介護者の支援、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進等が施策の柱となっております。

これまでも美唄市では、認知症の人と家族が安心して自宅で生活できるよう、家族介護者交流事業、やすらぎ支援訪問員派遣事業等を行っております。

今後も、これまでの事業を継続するほか、新オレンジプランを参考に、認知症ケアカフ

エの開始や認知症初期集中支援チームの設置に向けた準備等を行い、地域全体で支えていく体制づくりに努めて参りたいと考えております。

なお、平成26年管内水稲収量数につきましては、経済部長から答弁させます。

●議長内馬場克康君 経済部長。

●経済部長須田正毅君 平成26年管内水稲収量・収穫量につきましては、私からご答弁させていただきます。

平成26年管内水稲収穫量についてですが、北海道農政事務所が今年1月に公表した平成26年産米の収穫量は、北海道全体で64万500トンとなっており、空知は29万2,100トンと全道の45.3%を占めております。

次に、美唄産米の収穫量は、2万5,200トンで、平成25年産米と同様に、全道で4番目、空知管内で3番目となっており、過去5年平均の2万4,020トンよりも4.9パーセントの増となっております。

次に、青死米等の発生状況につきましては、国の発表では、北海道産米は17.3%と、過去3年平均よりも12.1ポイント多くなっている状況であります。市内の状況は、美唄市農業協同組合が約5%、峰延農業協同組合が約6%、いわみざわ農業協同組合が約8%となっております。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 森川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、卒業式及び入学式における国旗・国歌についてですが、道教委においては、従前どおり学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な実施及び儀式的行事の意義を踏まえ

た内容とするよう通知がなされているところであり、新たな内容の通知はありません。

次に、卒業式、入学式の進め方につきましては、式が混乱することなく整然と行われるよう、事前に教職員との十分な話し合いを持つように、各学校に対して指示しているところでございます。

次に、教育委員会職員は、従前どおり卒業式や入学式が整然と混乱することなく、適切に実施されているかどうか見させていただくこととしております。

次に、卒業式及び入学式については、これまでどおり、各学校において、校長を中心に十分な話し合いを行い、児童生徒や教職員の創意なども取り入れ、厳粛な中にも心温まるものとなるようにすることが望ましいと考えております。

次に、教職員の多忙化の実態についてですが、教職員の時間外勤務の実態につきましては、平成22年1月、北海道教育委員会の「教職員の時間外勤務等の縮減について」の調査によりますと、教職員の勤務日における1日の平均労働時間は、校長が約10時間、教頭が約12時間、教諭が約10～11時間となっており、また、勤務日における1日の持ち帰り時間は、小学校教諭で37分と最も長く、その他の職種については、20分程度となっているところです。

長時間に及ぶ時間外勤務は、職員の心身の健康などに影響を与えるおそれがあることや、子どもと向き合う時間を拡充する観点から、時間外勤務等縮減に向けて取り組まなければならない課題であると認識しております。

次に、時間外勤務等の縮減に向けた今後の

対策につきましては、北海道教育委員会では、平成 26 年度の時間外勤務等の縮減に向けて 5 つの重点項目を設定しており、その内容としては、部活動休止日の設定などの取り組みの充実、休憩時間に関わる制度改正の周知と活用、週休日の振り替えなどに関わり、改善された制度の有効活用、「定時退勤日」や「時間外勤務等縮減強調週間」の定期的な実施としております。

教育委員会といたしましては、業務の効率化を図るため、校内体制の工夫、ICT機器の活用、学校支援地域本部事業の活用などの取り組みを含め、各学校と連携を図り、家庭や地域の理解を得ながら、今後とも時間外勤務等の縮減を推進してまいりたいと考えております。

次に、教職員のメンタルヘルスについてですが、教職員は教育活動を通して児童生徒と日常的に接し、その人格の形成に大きな影響を与えるため、教職員が心身ともに健康を維持することは、学校教育の円滑な実施という観点からも極めて重要であると考えているところです。教職員の心の健康の保持・増進を図るためには、職場におけるメンタルヘルスについての理解と、いつでも相談できる体制づくりなどが必要であり、学校におきましては、北海道教育委員会作成の「メンタルヘルスハンドブック」に基づき、理解を深めるとともに、健康相談窓口の紹介やメンタルヘルスセミナーなどへの参加を促す取り組みがなされているところであります。

なお、精神性疾患により通院あるいは病気休職となった教職員の数につきましては、平成 25 年 3 月に発表された文部科学省による

調査結果では、全国的には依然として高水準にあり、本市におきましても、過去には通院あるいは病気休職を取得した教職員もございましたが、現在は、そのような報告はありません。

次に、全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてであります。本調査につきましては、児童生徒の体力向上に関する継続的な検証改善サイクルの確立や、学校における体育・健康に関する指導の充実などに役立てることを目的として、小学校 5 年生と中学校 2 年生を対象に実施しているものであります。

調査内容は、「実技に関する調査」と「質問紙調査」があり、このうち実技に関しては小学校では、「握力」、「上体起こし」、「長座体前屈」、「反復横跳び」、「20 メートル・シャトルラン」、「50 メートル走」、「立ち幅跳び」、「ソフトボール投げ」の 8 種目について測定しております。

中学校では、小学校の「ソフトボール投げ」が「ハンドボール投げ」に変わり、「20 メートル・シャトルラン」と「持久走」とのいずれかを選択することができるほかは、小学校と同様であります。

8 種目の体力合計点につきまして、小中別、男女別でお答えいたしますと、小学校男子につきましては、空知管内及び全道との比較において「ほぼ同様」であり、全国との比較においては「同様」となっております。

小学校女子につきましては、空知管内及び全道との比較において「同様」であり、全国との比較においては「ほぼ同様」となっております。

中学校男子につきましては、空知管内及び

全道との比較において「ほぼ同様」であり、全国との比較においては「やや低い」状況にあります。

中学校女子につきましては、空知管内との比較において「ほぼ同様」であり、全道との比較において「やや低く」、全国の比較においては「低い」状況にあります。

傾向といたしましては、柔軟性や握力では小中・男女ともに全国との比較において「ほぼ同様」から「高い」状況にあるなど、好ましい結果となりました。反面、持久力や敏捷性など、その他の種目においては下回る結果となっていることから、今後の課題として、その改善に取り組んでまいります。

また、質問紙による調査においては、「運動が好き」と回答した児童生徒が、管内と全道の平均を上回る結果となっており、本市児童生徒の運動への関心は高いと考えられます。

次に、体力の向上に向けての取り組みや指導についてであります。学校においては、体育の授業において、体力向上に向けて継続した指導に取り組むとともに、一校一実践として、児童生徒が主体的に体力づくりに取り組む活動を行っております。

また、各学校においては、自校の体力、運動能力の結果や分析を通して、さらに具体的な取り組みを検討しているところであります。

次に、体力向上に向けての改善策についてであります。日常的に体を動かす習慣づくりについては、学校だけで育まれるものではないと考えております。

各学校においては、これまで同様、特色ある学校づくりの一環として、「体力の向上や健康づくり」を学校経営の柱の1つとして位置

づけ、児童生徒の実態に応じた取り組みを進めるとともに、体力や運動能力の向上には、食事や睡眠などのより良い生活習慣の定着が欠かせないことから、家庭への啓発にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校適正配置についてであります。教育委員会では、児童生徒の減少が続いていることから、将来の望ましい学校の配置について、昨年8月以降、教育委員会議において協議を続けているところであります。

そのような中、本年1月、文部科学省が、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、この中で、通学時間や望ましい学級数の考え方などが示されました。今後、これを参考として、本市における将来の児童生徒数の見通し、小規模学校のメリットやデメリット、小中一貫校や学校統合などの可能性を含め、学校の適正規模について協議、検討し、一定の考え方を取りまとめることとしております。

検討にあたっては、保護者や地域の皆さんと共通理解を図ることが重要であると考えております。

また、平成27年度に設置される「総合教育会議」の中でも協議されるものと考えておりますが、本市の子どもたちに良好な教育環境を保障するという観点から、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、幼小フッ化物洗口についてであります。フッ化物洗口の安全性については、世界保健機関（WHO）や厚生労働省など、国内外の専門機関や専門団体が一致して安全性を認めているところであります。また、フッ化物洗口は、医療行為には当たらないもので

あり、学校における保健管理の一環として実施されているものであります。

次に、4歳児のフッ化物洗口については、幼稚園教諭の指導のもと、水での練習を経て、これまで安全に実施しているところであります。

次に、薬剤の保管については、鍵のかかる保管庫を用意し、適切に管理しているところであります。

次に、フッ化物洗口に使用する薬剤については、幼稚園ではミラノールを使用し、小学校ではフッ化ナトリウム試薬を使用しております。また、フッ化物洗口に要する費用は年間32万円で、園児・児童1人当たりの費用は年間約400円となっております。

次に、歯科医師の立ち会いについては、フッ化物洗口については問題なく実施されてきており、歯科医師の立ち会いは要しないと考えております。

なお、誤飲による影響については、1回で使用するフッ化物水溶液の量が、幼稚園で7cc、小学校で10ccであり、誤飲しても問題のない量となっており、誤飲による幼児・児童の体調不良等については、これまで報告がないところでございます。

●議長内馬場克康君 一般質問中ですが、森川議員の再質問は午後からといたしたいと思っております。

午後1時15分まで休憩いたします。

午後 0時13分 休憩

午後 1時15分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き、会

議を開きます。

森川議員の再質問から入ります。6番、森川明議員。

●6番森川明議員 意見を含めまして、再質問をさせていただきます。1点目の農業行政の関係の平成26年度管内水稻の収穫量についてですけれども、市の収穫量は、実に2万5,200トンと、全道で4番目ということですから、岩見沢、旭川、深川に次いでと思われまます。まさに、大生産地帯として今後、より以上の行政面での指導が必要と思われまますし、またナラシ対策で、補填の関係で対象となる青死米、いわゆる規格外、これは北海道は、17.3%とお聞きいたしました。ものすごい収量だと思えます。市内の各農協を見ますと、美唄市農協が5%、峰延農協が6%、岩見沢市農協が8%と、それぞれパーセンテージにばらつきがありましたけれども、全道と比較をしますと少なかつたのではないかと。しかし、例年との比較では、かなりこれは、大きい数字であるわけなんです。収入減の影響で今後、緩和措置、いわゆる対策のナラシ関係です。これにつきましては、政府が補填が必要と当然思われまますので、そういう判断をしておりますので、より行政として働きかけを強めていただきたい、このように思うわけです。

2つ目は、食味ランキングの結果と、美唄市のブランド米につまましてです。実は、この件につきましては、平成19年の第3回定例会で「ふっくりんこ」を市のブランド米にできないかという働きかけを質問した経緯があるわけですけれども、当時の桜井市長は、道内の限定で本市の気象条件やまた土壌条件の

適応性や収量性、食味等を注視をしながら、ブランド米として可能性を見極めたいという答弁でした。このたびの「きらら397」の後継といわれる「そらゆき」、これには、ブランド米として非常に多くの期待をしているわけです。「きらら397」は、本州産米と劣らない味でした。私も12年間の内地勤務があるわけですが、その中でよく、北海道産米の話も出ましたけれども、北海道産はこんなおいしいのですかということと言われた経験が、たびたびあったわけですね。データでは、当時この「きらら397」は、平成9年には、道内の米作りの面積の6割を示していたと。価格が安く、牛丼、特に天井等の丼ものだとか、非常に人気根強く、道内産米の販売拡大を牽引してきた大きな力があってわけなんです。その後継者「そらゆき」、これは、耐冷性ということで、難点があった「きらら397」に変わって、寒さに強いという、エースとしての今後、拡大が確実と私は思っております。空知の「そら」と雪の多い岩見沢にちなんで、「ゆき」、これは定例会質問の場で、私は中央農試岩見沢で育成した空育180号の当時、いろいろと質問した経過が思い出されるわけですね。また、3月6日の報道では、上川農試は「ゆめぴりか」を超える新品種を今育成中という記事がありました。上川農試といえば、「ゆめぴりか」か「きらら397」の誕生したところですね。6年もかかるといいますから、6年後にまた、エースとして新たに出回る見通しがあるという、まさに北海道産米の意気込みを感じているわけですね。

さて、3点目のつむぎ屋関係の乾燥野菜の

件につきまして、美唄の特産品として広く全国にPRをしたいという答弁でした。北海道物産展やインターネットによる販売、ふるさと納税の返礼品として、取り組みたいということも大変心強く思っております。雑誌、現代農業の紹介で、美唄市ということで、私のところにも長崎と岩手の友人からこの乾燥野菜についての問い合わせの電話もあったことが事実でございます。なお、ふるさと納税の返礼品につきましては、米と25種類、後の1つとしてこの乾燥野菜の手軽さで大変に喜ばれるということを確認をしているわけですね。3月6日の国会の衆議院予算委員会におきまして、ふるさと納税のプレゼント合戦を抑制すべきであるという質問も出されました。テレビ等で高額な返礼品が紹介されていますが、その質問に対して、納税の特典の趣旨から離脱するという高額のものだと換金制の高いこういうものは、税法上問題が生じるとの政府答弁がありましたけれども、美唄市の返礼品では何ら問題はないと判断しております。

そこで、お伺いしたい点は1つとして、美唄市農協・峰延農協のプライベートブランドの実態はわかりましたけれども、西美唄の大富地区が加入する組合の岩見沢市農協、これはどのように取り扱っているかを伺いたい点と、2点目は、全国を見ますと、自治体独自でブランド米を定め、PRをしているところがかかなり多くあるわけなんです。美唄市も将来的に先ほどいろいろ申し述べました「そらゆき」を含めて、美唄市米ブランド米として、進むべきではないかと考えられますけれども、今の時点で、その点についてどう考えている

かということをお伺いをいたしたいと思いません。

2点目は福祉行政についてです。1つは認知症について、報道によってはいろいろ多く患者数が膨大なところもあるんですけども、全体的にチェックをしてみますと、かなり認知症の数が増えると、これは確実であるという実態が浮き彫りになっております。

2月5日のNHKテレビでは、5年後、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に631万と推定しておりましたし、それによるサポーターの育成も急務である。それも538万人も必要だということが出ておりました。現在スーパーなどでは、この認知症サポーターという大活躍をしているわけなんです。また、ちょっと立ち読みで恐縮だったんですけども、2月21日付けの週刊ダイヤモンド、これは3人に1人の時代が確実に来るということを大々的な見出しで述べておりました。10年後には730万人、なんと予備軍が500万人も超えるという記事で、それも40代から予防法を始める必要があるということで、早期の診療のできる病院、289施設が紹介されておりました。

認知症は行動力、記憶・判断力に障がいが出たり、計画を立て、遂行する能力がなくなったり、幻覚が見えたり、怒りやすくなったり、不安になり、徘徊等の異常行動が出るために、介護する家族は大変ストレスが溜まるわけです。私の義理の弟も三大認知症の1つレビー小体型認知症となりまして、65歳で亡くなりました。また、中学校の同級生も女性の方は、施設に入ったというご主人からの連絡もありましたし、男性の方は、徘徊するた

めに家に閉じこもって外に出ないようにしているというような過酷な状況等も報告されているわけです。こういうことを聞くたびにいつ自分になるのではないかという不安が襲ってくるわけでございます。

最近、認知症の妻の介護に疲れ切って殺害した例や、逆に妻が夫を殺害するという、こういう例もありますし、また、認知症の両親を子どもが殺害するとか、虐待をしたりする、こういう介護疲れの事件が、テレビ・新聞等マスコミでは、連日にわたって報道されているわけです。美唄市における患者数の施設と、こういう現状の答弁を見ましても、状況を知ることができましたけれども、超高齢化社会の中で、市には、通所看護が1カ所、グループホームが3カ所、定員数も合計で54名ということが、あまりにも少ないのではないかと思いますし、自宅の介護が無理な場合は、どうしてもほかの市町の施設に行かざるを得ない、こういう状況にあるわけです。今後、第6期計画で実行による、認知症になっても希望と尊厳を持って暮らしていける行政が求められていますので、その後、家族を地域全体が支えていく体制づくり、これを1つ進めていただきたい。このことを申し述べておきたいと思えます。

3点目は、教育の関係です。1つ目、日の丸、君が代についてですけども、道教育委員会からは、従来どおりで新たな通達はなかったという答弁でした。なにしろ美唄は過去、取り扱いについて混乱もあったわけでありますから、そのことを踏まえまして、再質問いたしたいと思えますが、この日の丸、君が代に関しては、日本国憲法には、第13条で、「す

べて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」としています。日の丸、君が代にどのような思いを持つかは、人それぞれであり、信条や内心を束縛して、起立・斉唱を強制することは許されないと思っております。

平成11年7月21日第45回国会の内閣委員会文教委員会で、当時の野中官房長官は、起立する自由もあれば、起立しない自由もあると思うので、斉唱する自由も斉唱しない自由もあろうかと思うわけで、この法制化はそれを画一化しようというわけではございませんという答弁をいたしております。国家というのは、わかりやすい表現が必要です。教職員をはじめ国民の方々が、あの歌詞とかを理解しにくいわけで、国歌として認識されてはいるものの、内容はわからんとなるのです。天皇のご治世を祝うのであればもちろん、お国や天皇の命令によって男子は徴兵され、戦死した愚劣な戦争であり、狂気の戦争のシンボルとして、国民を誤った戦争の道に引っ張ったものと、どうしても結び付けてしまうのです。今NHKドラマ「マッサン」が大変な人気ですが、マッサンと同居する熊さんの息子、一馬さんに赤紙が来たと、苦悩が浮き彫りにされ、何とも言えない悲しい気持ちとなりました。徴兵をされ、出征する。明日の放送では、戦死となるのです。NHKはこのところ朝のドラマで、「ごちそうさん」あるいは「おひさま」でも戦争を取り上げました。天皇万歳、日の丸万歳と散っていった人々の思いが重ね見え隠れするのです。憲法19条に

は、思想・良心の自由の保障があります。教職員は、次世代を担う子どもたちに無理やり起立させ歌わせる。それを確認する。いかなもののでしょうか。卒業式・入学式は卒業生や新入生が自ら将来や輝ける未来に向け、夢と希望を持って進もうとする意思を育むための場として成長を讃え、巣立ちや入学を祝う、喜びを共有し合う、知恵を出し合う。創意工夫した場にするものなんです。式のあり方、学校が主体で教育委員会が押しつけるべきではありません。

そこで、再度お伺いしたい点は、1つは、道教育委員会から新たな通知がなかったとの判断を踏まえ、強制はないとの理解でいいのかどうか。

2つ目は、美唄市教育委員会職員の確認ですけれども、顔も名前も知らない教職員・児童生徒では無理があり、むしろ威圧的な態度を感じ、行うべきではないと思います。中止ができないかという点です。

2点目の、教職員の業務多忙化対策については、それぞれ答弁をいただきましたが、まだまだ超過勤務等には多くの問題があります。それも5年前の道教育委員会の調査結果では、教頭、教諭、校長の順であり、小学校教諭は、持ち帰り時間の多さが気になってきます。その縮減に向けての具体的対策を示されていますので、これを遵守するよう、強く求めたいと思います。メンタルヘルスの点も文部科学省の調査にも高水準であり、市においても未然に対策等を強めていただきたいと思います。

質問は、一番聞きたいわけですが、①美唄市の時間外勤務の実態は、どのようなになっているのか。その点をお知らせしていた

だきたいと思います。

3点目の全国体力テストの結果についてですが、運動は脳機能の向上に結びつき、効果があると言われますけれども、結果として、空知管内、全道等要約しまして比較しますと、ほぼ同様の結果である。持久力や敏捷性が下回っているという答弁でした。運動がただ好きだと回答が全道を上回っている。この結果、やっぱり注目をしなければならないと思っております。今までブームだったテレビゲームも今下火かもしれませんけれども、なにしろ少子化で、外で遊ぶ子どもがほとんど見られません。また、近所のおじさん、お兄さんと遊ぶなど、地域とのつながりもほとんどなくなってしまいました。雪に囲まれた地域からして、冬期間の運動のあり方など、課題があるかもしれません。運動習慣がないということで、苦手意識を持ってしまう危険があります。道教育委員会は、結果を分析し、体力向上に向け、検証と改善の取り組みを行うと強調していますけれども、言うは易く行うは難しです。どのような点を改善するのか、見えてきません。一校一実践、答弁にもありました。その下でそれぞれの学校の取り組みに任せられた方がいいのではないかと、そう思っております。そこで、この全国体力テストについて、次の点を再質問したいと思います。

1つは、全国統一の8種目の調査では、きついのではないかと。指導してみても感じることはなかったかどうか。

2点目として、今のテストに代わる新体力テストということを考えなければというような報道も聞いておりますけれども、その情報が入っているかどうか。

3点目として、運動能力向上の生活習慣の中で、肥満児、食事や睡眠時間などの結果が美唄市としてどのようにあらわれているのか。4点目は、体力向上に向け、特に、中学校体育教師が負担がかかる、次はしないかという心配をしています。全校体制のプログラムが必要で、具体的にどのようなことを考えているのか、再度お伺いをいたします。

4点目の小・中学校の統廃合についてです。答弁にありました学校統合は、保護者や地域の皆さんの共通理解を図ることが肝要です。学校が統合された後の地域が過疎化が急激に進むという、こういうデメリットもあるわけです。答弁をお聞きをいたしまして、ここで1つ、国の手引きは強制力はなく、あくまでも目安と理解していいのかどうか、その点を伺いたいと思います。

5点目の、集団フッ化物の洗口です。それぞれの項目について、答弁をいただきましたが、危険極まりないという考え方に対して、危険はないと。なかなかこれはもう噛み合いません。家庭内では、歯の治療への意識や健康への意識や食・医療の環境変化によって、今歯磨きが励行されまして、虫歯が減っているんです。このことから、薬物使用やリスクを持ってまで集団でフッ化物洗口事業を取り組まなければ予防できないものでもないと思っております。

伺いたい点は、今後の集団で行うフッ化物洗口事業の年次計画。

2番目は、医療行為でなく、保健管理の一環との答弁でしたけれども、なぜ意向調査を行うんですか。

3点目、小学校で使用する薬品は、人体用

ではなく、工業用試薬ではないか。

4点目は、水溶液の量を示し、誤飲しても問題なく体調不良がないとの答弁でしたけれども、危険性は感じないというのは、過信ではないかということです。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、ブランド米についてであります。いわみざわ農業協同組合においてもプライベートブランド米を設けており、「情熱米」と命名し販売しているところであります。

また、美唄産米の統一ブランド化につきましては、農協ごとにプライベートブランド米を扱っていることから、難しいものと考えております。

次に、認知症につきましては、これから超高齢化社会において、認知症の問題は、大変重要な課題であると認識をしているところでございます。

これからも、地域全体で支えていく体制づくりも含め、しっかりとした対応に努めてまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、卒業式及び入学式における国旗・国歌についてであります。これまでどおり、各学校において、十分な話し合いのもとに行われるようお願いしております。

教育委員会職員につきましては、各学校に出席する教育委員に随行し、ともに卒業式や入学式を祝う立場で参列をさせていただいております。

次に、本市における教職員の時間外勤務の状況についてであります。平成22年以降、調査が行われておりませんので、データとしてはありませんが、教職員の業務が多忙であるという状況は認識しておりますことから、業務の効率化など、時間外勤務等の縮減に向け、各学校と連携を図ってまいります。

次に、全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてであります。調査種目については、柔軟性や筋力、持久力等、児童生徒の体力や健康の維持・増進を図る上で必要な項目に沿って行われており、適正な範囲であると考えております。

次に、新体力テストについては、文部科学省が、昭和39年度から実施していた「体力・運動能力調査」の内容について、国民の体位の変化や高齢化の進展等を踏まえて全面的に見直し、平成11年度より実施しているものであり、現在、小・中学校で行われている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」につきましても、この「新体力テスト」の種目と測定方法を用いております。

次に、体格と肥満度に関する調査結果について小中別、男女別でお答えしますと、小学校男子につきましては、全国との比較において、身長・体重は、ともに「ほぼ同様」であり、肥満傾向は「高い」状況となっております。

小学校女子につきましては、全国との比較において、身長・体重は、ともに「やや高い」状況にあり、肥満傾向は「高い」状況となっております。

中学校男子につきましては、全国との比較において、身長・体重は、ともに「やや高い」

状況にあり、痩身傾向が「やや高い」状況にあります。

中学校女子につきましては、全国との比較において、身長・体重は、ともに「同様」であり、痩身傾向が「やや高い」状況にあります。

次に、食事と睡眠時間の実態についてですが、本調査では取り扱っておりませんので、「全国学力・学習状況調査」における質問紙調査結果でお答えいたしますと、毎朝、ご飯を食べている割合は、全国との比較において、小学校では「やや低い」状況にあり、中学校では「低い」状況にあります。

規則正しい睡眠時間をとっている割合についても、全国との比較において、小学校では「やや低く」中学校では「低く」なっております。

体力向上に向けた取り組みについては、全校体制による組織的な取り組みや、家庭・地域と一層、連携を図るなどして、教職員個人への負担が増すことのないよう留意してまいります。

また、体力向上に向けたプログラムの編成等につきましては、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をもとに、児童生徒が個々の目標を持ち、その達成に向けて、主体的、継続的に運動する習慣を身に付けさせたり、体力づくりに関する強化月間を設け、積極的に体を動かす意欲を高めるなど、各学校の状況を踏まえ、創意工夫の中でつくり上げていくことが大切であると考えております。

次に、公立小学校・中学校の適正配置等に関する手引についてであります。この手引は、各市町村が学校統合の適否やその進め方、

小規模校を存置する場合の充実策等について検討したり、都道府県がこれらの事柄について、域内の市町村に指導・助言・援助を行ったりする際の、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめたもので、手引の内容を機械的に適用することは適当ではなく、あくまでも各市町村が主体的に検討する際に参考となる資料として、とらえております。

次に、フッ化物洗口についてであります。北海道及び北海道教育委員会では、平成21年の道議会において、「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」により、フッ化物洗口事業を推進しているところであります。本市においても、子どもたちの歯・口腔の健康が一層推進されるよう、引き続き、フッ化物洗口事業に取り組んでいくこととしております。

次に、意向調査については、フッ化物洗口は希望制により実施しており、事前に保護者に実施希望の調査を行い、実施の同意を確認した上で行っています。

次に、フッ化物洗口で使用している薬剤であるフッ化ナトリウム試薬については、全国でも使用されているもので、本市では、薬剤師を通して、歯科医師の指示に基づき洗口液をつくっており、安全性に関しては問題ありません。また、ミラノールについては、薬局でも市販されているものです。

フッ化物洗口後、口に残るフッ素量は、1日平均で約0.2ミリグラムとわずかな量であり、この量は、紅茶、ウーロン茶1～2杯に自然に含まれている量で、十分に安全であるとされています。

なお、「工業用試薬」については、メーカーにおいて使用している呼称のようですが、一般的には、フッ化物洗口で使用している薬剤よりも純度の低いものを指すことが多いようです。

次に、フッ化物洗口液の誤飲について、1回分の全量を飲み込んでも安全な量に調整されていますので、危険性はありません。なお、フッ化物の急性中毒量は、体重1キロあたり、2ミリグラムとされております。例えば、小学生の体重が30キロの場合、急性中毒量はフッ化物として60ミリグラムであるのに対し、週1回法の洗口液10ccに含まれるフッ化物量は、9ミリグラムでありますので、6～7人分以上を一度に飲み込まない限り、急性中毒には達しません。

●議長内馬場克康君 6番、森川明議員。

●6番森川明議員 それでは、教育長にお尋ねいたしますが、日の丸、君が代について答弁で、強制はなかったと理解しています。ただ、式の参列については教育委員は職務上わかりますけれども、教育委員会職員、これはなぜ随行が必要となっているのか、その任務は一体何なのか。ロパクの確認まで含まれているのかということ。その点を伺いたいと思います。

それからもう1つ、教職員の多忙化についてですけれども、5年前の平成22年1月以降の調査が行われたということで、職員の業務量がその後、非常に内容も変化をしてきている。そういう状況のもとでは、やっぱり3年に1回くらいは実態を調べる必要があるのではないかと。5年に1回じゃあまりにもという感じもしますので、時間外勤務縮減を図る

べく、その点については、どう考えているのか。ようやっていますと、5年じゃ長すぎると。3年に1回くらい調査の必要性があるというふうなんです。またそういうのも道教育委員会の方にもやはり意見を言っていただきたいと思います。その点、再度お伺いいたします。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会職員の任務についてであります。卒業式や入学式において、教育委員会の告辞を述べる各教育委員とともに、各校の創意工夫のもとに整然と実施されているかどうかを実際に見させていただき、ともに卒業式や入学式を祝う立場で参列をさせていただいております。

次に、教職員の多忙化についてであります。教職員の時間外勤務等の状況につきましては、平成22年の北海道教育委員会による調査結果を踏まえると、現状、大きく変わってはいないのではないかと押さえておりますが、その状況の把握の仕方については、北海道教育委員会の動向等を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

また、国においては、昨年7月、中央教育審議会に対し、教員の勤務時間が国際的比較の中で長いという点を踏まえ、「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」が諮問されております。

この中で、学校内における教職員の役割分担や連携の在り方を見直し、改善していくとともに、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置し、教員と教

員以外の者が専門性を連携し、学校全体が1つのチームとして力を発揮することが求められているという視点から審議が行われております。

このような動きも踏まえつつ、本市においても学校ボランティア等、外部人材の活用も視野に入れ、教職員の時間外勤務等の縮減を推進してまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 次に移ります。3番、谷村知重議員。

●3番谷村知重議員（登壇） 平成27年第1回定例会一般質問をさせていただきたいと思っております。

大綱2点につきまして、市長並びに教育長にお伺いいたします。

大綱1点目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。今定例会において、同僚議員から地方創生にかかわる質問が複数ございましたので、重複する部分あるかと思っておりますが、お許しをいただきたいと思います。

昨年12月24日に発足した第3次安倍内閣は、引き続き、まち・ひと・しごと創生を政権の最重要課題として掲げ、3日後の27日には、政府の人口減少対策と地方創生の基本方針となるまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと2020年、平成32年までの行程表となる具体的な施策の数値目標を示した5カ年計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地方創生を支援するため、地方への新たな交付金などを盛り込んだ、地方への好循環拡大に向けた、緊急経済対策を閣議決定いたしました。この4月には、4年に1度の統一地方選挙が予定されていることもあり、平成27年度政府

予算では、人口減少対策と地域活性化策に重点を置き、まち・ひと・しごと創生関係部分に手厚く予算計上されているとも、聞き及んでいるところであります。

そこで、1つに政府が示す人口減少の克服や地方創生を目指したまち・ひと・しごと創生総合戦略で、本市が策定する地方版総合戦略の考え方について伺います。

2つには、本市の地方版総合戦略の策定で、各施策の検討にあたり、特に留意しなければならないと考えている部分があれば伺うとともに、計画の策定期間等のスケジュールもあわせて伺います。

大綱の2点目は、教育行政についてであります。

1つ目に、教育委員会制度の改正についてですが、既に議員協議会での説明や今定例会でも同僚議員の質問もありましたので、市民目線で簡潔な質問とさせていただきます。

今回の教育委員会制度の改正により、市長の責任と役割がどのように変わるのかを伺うとともに、子どもたちをはじめ、学校や保護者、地域に対してどのような影響があるのかをお伺いいたします。

2つ目に、学校制度改革についてであります。文科省の諮問機関、中央教育審議会は、小中一貫教育についての議論を取りまとめ、学年の区別を自由に設定できる小中一環教育学校（仮称）と、別々の小学校と中学校が統一したカリキュラムで学ぶ小中一貫型小・中学校（仮称）を制度化し、いずれも市区町村教育委員会の判断で設置できるようにすると答申をし、文科省はこれを受け、学校教育法等の改正案を今国会に提出し、最速で2016

年度の開校を目指すとの報道を目にいたしました。この小中一貫教育について、何点かお伺いいたします。

まず、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に移行する段階で不登校などの生活指導上の諸問題につながっていく、いわゆる中一ギャップ、この解消に対する効果について伺います。

次に、先日新聞報道のあった政府の教育再生実行会議は、全ての公立小中学校に地域住民らが学校運営に参画するコミュニティ・スクール地域運営学校制度の導入を求める提言をし、学校が、まちづくりの拠点として、地域活性化に大きな役割を果たすことを狙った、との報道がありました。コミュニティ・スクールの仕組みと成果や課題、あわせて近隣自治体での取り組み状況について伺います。

次に、本市の小・中学校の現状として、多くの小規模な小・中学校が点在しています。この本市における小規模校のメリット、デメリットについて、どのように受け止めているのかを伺いいたします。

次に、本市におけるこの小中一貫教育の導入についての考え方を含め、本市の児童生徒全ての子ども達が、学力や体力の向上はもとより、社会適応性をしっかりと育むためにも、将来の学校適正配置も念頭に、学校制度改革を進めるべきと考えるところではありますが、いかがでしょうか。

3つ目に、学校給食についてであります。学校給食等における食物アレルギー対応は、アレルギーのある児童生徒の増加に伴い、学校における重要課題の1つと思われま

平成24年12月に東京都調布市で、学校給

食終了後に食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの疑いによる、児童が亡くなるという非常に痛ましい事故が発生し、この事故を受けて、食物アレルギー対応については、学校だけではなく、社会的にも大きな課題として、改めて認識されるようになったところであります。

そこで、本市の学校給食における児童生徒への食物アレルギー対応について、児童生徒の状況の把握方法や情報の共有、医療関係者や消防機関等との連携を含め、その現状を伺います。

次に、本市の学校給食において、食物アレルギー対応食への対応が可能かどうかを伺います。隣町の岩見沢市においては、今後整備される学校給食共同調理場の整備方針の中に、アレルギー対応食の提供が盛り込まれております。本市の状況について伺い、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 谷村議員の質問にお答えいたします。

初めに、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、本市における地方版総合戦略の考え方についてであります。国や道の総合戦略を勘案し、国が基本目標として掲げている「地方における安定した雇用を創出すること」、「地方への新しい人の流れをつくること」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること」、「時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの柱を基本としつつ、それぞれの分野に盛り込むべき施策として、「しごとづくり」、「ひとの流れ」、「結婚・出産・子

育て」、「まちづくりに係る各分野を幅広くカバーすること」が望まれております。特に、「しごとづくり」は、まち・ひと・しごと創生の好循環を生み出す重要分野であり、本市の計画においては、十分な雇用が創出される施策の検討が重要であると考えております。

次に、本市の取り組みとスケジュールについてであります。平成27年度において、私をトップとした部課長等で構成する全庁的な組織で、国の総合戦略に盛り込まれた自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の「政策5原則」の趣旨を踏まえ、施策の検討を行い、市議会をはじめ、美唄市総合計画審議会や美唄未来会議、まちづくり地区懇談会、自治組織代表者会議、地域経済円卓会議を通して市民との意見交換を行い提言をいただくほか、外部有識者からも助言等をいただき、計画の素案についてパブリック・コメントの手続きを行い、年度内には、まち・ひと・しごと創生に向けた地方版総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

次に、教育行政について、教育委員会制度の改正についてであります。新しい制度において、首長は、これまでの教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長について、議会の同意を得て任命することとなりました。

また、総合教育会議の設置が義務付けられ、首長が、公の場で教育行政について議論することが可能になり、会議を通して教育委員会と教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるできるようになりました。

さらに、総合教育会議において大綱の策定が義務付けられ、教育行政における地域住民の意向のより一層の反映と、教育学術文化の

振興に関する施策の総合的な推進を図ることとされたところであります。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 谷村議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育委員会制度の改正についてありますが、今回の改正は、教育の政治的な中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることなどを柱として行われたものであります。

今回の改正により、いじめ問題への迅速な対応や、地域の住民を代表とする首長と教育委員会の連携の強化が図られることにより、学校教育の充実や向上などにつながり、学校や保護者、地域の皆さんに資するものにならないと考えております。

次に、小中一貫教育等についてありますが、既に小中一貫教育に取り組んでいる地方公共団体や私立学校を対象とした文部科学省による実態調査では、中学進学時、教育環境と内容の急変に子どもが対応できず、不登校やいじめの原因になりやすいという「中1ギャップ」の緩和、学力の向上、教育課程の円滑な接続による連続性などの成果があげられております。

次に、コミュニティ・スクールについてありますが、コミュニティ・スクールは、保護者、地域住民が、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、より良い教育の実現を目指す制度であり、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの仕組みとなっております。

ます。

この制度を活用している学校においては、成果として、これまで以上に地域や保護者のニーズに耳を傾けることができ、開かれた学校づくりが期待されること、学校の教育活動に地域の協力を得ることができること、地域全体としての教育力の向上が期待できることがあげられております。

一方、課題としては、協議会において学校運営上の多様な意見が交わされることとなり、それを調整することに難しさがあること、学校運営に係る責任が付与されるため、保護者や地域住民の人的な確保が難しいこと、担当教員にかかる過度の負担の解消などがあげられています。

近隣の自治体では、三笠市が取り組まれており、平成 24 年度から小中一貫コミュニティ・スクールを設置したと伺っております。三笠市のコミュニティ・スクールの取り組みとしては、教職員向けのコミュニティ・スクール研修会の開催、放課後の学習活動、地域の学習素材や人材に関わってもらい「地域科」学習などが実施されております。

次に、小規模校のメリットとデメリットについてであります。メリットとしては、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細やかな指導がしやすい。

意見や感想を公表できる機会が多くなる。

さまざまな活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる等が考えられます。

一方、デメリットとしては、児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制

約が生じる。

体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。

社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。

教員同士が切磋琢磨する環境が作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくいなどが考えられます。

次に、美唄市におけるこの小中一貫教育の導入についてであります。現在、教育委員会において、将来の望ましい学校の配置について協議を続けており、この中で、小中一貫校や小中一貫教育の可能性を含め、協議、検討し、一定の考え方を取りまとめることとしております。

次に、学校給食における児童生徒への食物アレルギー対応についてであります。学校給食における児童生徒への食物アレルギー対応につきましては、文部科学省通知及び北海道教育委員会が定めた指針に基づき、「美唄市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、取り組んでいるところであります。

新入学児童に対する食物アレルギー対応を例にとりますと、入学前の就学時健診の際における食物アレルギーの有無の確認をはじめとして、入学後には、保護者から提出された所定の調査用紙と診断書等に基づき、保護者と学級担任等が面談を行い、学校給食で対応できる内容などをお伝えし、個々の児童生徒の具体的な対応方法を決定することとしております。また、食物アレルギー対応が必要な児童生徒の情報については、学校と学校給食センター、教育委員会事務局の3者で共有することとしております。

児童生徒への食物アレルギー対応の実施にあたりましては、学校においては、主治医や学校医、関係機関との連携を密にするとともに、各学校の校内研修等で教職員の共通理解を図るように努めております。また、緊急時の役割分担を明確にするとともに、アドレナリン自己注射、いわゆるエピペンを適切に使用できるよう、教職員による研修会を実施いたしました。

次に、食物アレルギー対応食への対応についてであります。学校給食センターでアレルギー対応食を調理する場合には、アレルギーの原因物質が混じることのないよう、安全な動線を確認することが重要であります。そのためには、専用の調理室または調理スペースの確保、専用の設備機器の整備、調理員の増員など、人的配置の充実等が必要であり、除去食や代替食などの食物アレルギー対応食を調理することは、現時点では難しいと考えております。

●議長内馬場克康君 3番、谷村知重議員。

●8番谷村知重議員 自席から何点か再質問させていただきます。

1点目に、地方版総合戦略についてであります。基本となる4つの柱にそれぞれ盛り込むべき政策の中で、本市においては、仕事づくりが最重要であると私も考えております。特に、美唄市においては、基幹産業である農業の振興において、加工・販売等による6次化の推進、本市が有する雪氷や化石燃料などのエネルギーの有効利用を産業に結びつける、あるいは食と観光など多くの潜在能力の発掘により、雇用を創出することなどが重要であり、多くの市民の声や熱い思いにしっかりと

耳を傾けることも重要なことと考えております。そういったものを具体的な施策の検討の中に十分と反映させていただきたいと考えているところでありますが、現段階で、この仕事づくりに関する施策について、何かお考えはあるのか伺います。

また、地方においては、本格的に人口減少に直面している市町村が多く、経済社会に与える影響として、経済規模の縮小や国民生活の水準が低下することが懸念される中において、人口減少の克服や地方創生を目的として、地域間の連携あるいは道との連携も必要ではないかと考えるところでありますが、市長の考えを伺います。

2点目に、教育委員会制度の改正についてであります。今回の改正により、首長は、総合教育会議を通し、公の場で、教育政策について議論ができることになりました。地域の宝である子どもたちのこれからの教育に向け、これまで以上に魅力ある教育行政の推進に大いに期待するところであります。特色ある教育の実践が、地方創生に掲げるひとの創生、都市から地方への人の流れをつくることにもつながっていくのではないのでしょうか。民意を代表する市長の考えをお伺いいたします。

3点目に、学校給食についてですが、まず、食物アレルギー対応のマニュアルを策定し取り組んでいるということであり、エピペンを適切に使用できるよう教職員による研修会等を実施したということですが、この食物アレルギーのため、エピペンを処方されている児童生徒は何人いるのでしょうか。

また、在校中のエピペンの保管方法はどう

なっているのかを伺います。

次に、食物アレルギー対応食を調理することについてですが、現時点では難しいとのことです。しかし、私が調べたデータによりますと、食物アレルギーの罹病推移というんですかね、これを申し上げますと、特に、北海道は平成16年から平成25年の10年を比較すると、約2倍に増加しております。その中でも、アナフィラキシーの罹病率の推移では、小学校で約5倍、中学校でも約2倍強に増加しております。小・中学校を含めて全国平均を上回っている状況があると調べております。本市においても、同様の状況が伺われるのではないかと考えておりますけれども、今後、この食物アレルギー対応食を望む声も増えてくると思われそうですが、このような要望が出たとき、どのように対応されていくのか、お伺いをいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 谷村議員の質問にお答えいたします。

初めに、地方版総合戦略の策定についてですが、具体的な施策については、平成27年度において、多くの市民の皆さんと一緒にしっかりと検討してまいります。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本的な考え方の中に「地域間の連携推進」が盛り込まれており、観光振興など地域間で連携することで相乗効果が得られる事業にあっては、上乗せ交付金が充当されるものと承知しておりますが、現時点では国から詳細な内容などは示されていないところであります。本市としましては、国からの上乗せ交付金についての詳細な情報に留意しつつ、自治体間

でどのような連携が可能なのか、そしてどのような成果が得られるのか十分な検討を行ってまいります。

次に、教育委員会制度の改正についてですが、私は、これまでも教育予算の編成・執行や条例案の提案、教育財産の取得、処分など教育行政に大きな責任を負ってきておりますが、これからは本市の教育の課題やあるべき姿について、さまざまな機会を通じて市民の皆様のお話をお聞きしながら、総合教育会議を通して教育委員会と十分に協議、調整を行い、より幅広く多様な民意が反映されるよう、教育施策の方向性を共有してまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 谷村議員のご質問にお答えいたします。

初めに、エピペンを処方されている児童生徒数についてであります。エピペンを処方されている児童生徒は、小学生2名となっております。

2名とも児童本人のかばんに入れ登校しており、保護者と協議の上で、在校中も自分で保管しています。

次に、食物アレルギー対応食のニーズへの今後の対応についてであります。現在の学校給食センターにおいては、食物アレルギー対応食を調理するための専用の調理室などを設けるスペースの確保や人的配置の充実等ができない現状にあります。

そのため、現在は、献立からアレルゲンを除去するか、家庭から献立に代わるものを一部持参するか、あるいは弁当を持参するかのいずれかで対応しております。

今後も保護者の方のご理解をいただき、同様の対応としていきたいと考えております。

なお、近隣でアレルギー対応食の対応をしている自治体があるようですので、視察し研修をしてまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 3番、谷村知重議員。

●3番谷村知重議員 食物アレルギーの対応について、もう1つご質問させていただきますが、先ほども述べましたように、北海道は全国と比較しても、食物アレルギーに悩む児童生徒が多いという現実があります。食物アレルギーのため、エピペンを処方されている児童生徒の有無にかかわらず、今後、さまざまな原因により緊急時における対応が必要な児童生徒が出てくるのかなということも考えられます。そういったことに備えて、各学校にエピペンを配置することはできないかをお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 谷村議員のご質問にお答えいたします。

学校へのエピペンの配置についてですが、エピペンは、アナフィラキシーショックを起こす危険性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない場合に使用する自己注射薬であり、事前に医師の診断に基づき処方されるものであることから、該当する児童生徒が持ち歩くことで、より迅速かつ確実に対応できるものと考えております。

●議長内馬場克康君 以上で、一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部終了いた

しました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1時55分 散会